

第4次高松市生活排水対策推進計画

～ “かの川” をみんなの力でとりもどそう～

【中間見直し版】

令和3年3月

高 松 市

目 次

§ 1	生活排水対策推進計画策定の趣旨.....	1
§ 2	生活排水対策推進計画の基本方針.....	2
1	生活排水対策の基本理念	2
2	生活排水対策の基本方針	3
3	目標水質及び目標年次	4
4	進行管理	6
§ 3	生活排水対策の推進に関する基本事項.....	7
1	一般的事項	7
2	生活排水関連事項.....	18
§ 4	生活排水処理施設の整備	34
1	生活排水処理施設の整備に関する基本方針	34
2	生活排水処理施設の整備目標	36
3	生活排水処理施設の整備計画	37
§ 5	生活排水対策に係る啓発活動	45
1	啓発活動に関する基本方針	45
2	各施策の進め方.....	46
§ 6	生活排水対策推進計画の進め方	50
1	関係部局の連携.....	50
2	関係町・関係行政機関との連携	50
3	関係する他の計画との調整	50
<資料>	生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）	52
末尾	「高松市生活排水対策推進会議設置要綱」	

§ 1 生活排水対策推進計画策定の趣旨

高松市内を流れる河川では、生活排水による水質汚濁が進行し、水質環境基準が達成されていない流域が多く存在したことから、平成4年7月に旧高松市のほか6町が、水質汚濁防止法の規定に基づく「高松地区生活排水対策重点地域」の指定を受けました。

これを受け、計画的・総合的に生活排水対策を推進するため、地域の状況に応じた「生活排水処理施設の整備」と「生活排水対策に係る啓発」を施策の両輪とする「高松市生活排水対策推進計画」を平成5年3月に策定し、河川等の水質改善を図ってきました。

その結果、一部の河川では水質が改善されましたが、依然、水質環境基準が達成されていない流域があり、また、生活排水処理施設の整備も遅れていることなどから、県の「全県域生活排水処理構想」の見直しに合わせ、平成20年3月に、平成27年度を目標年次とする「第3次高松市生活排水対策推進計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

また、本市では、平成20年に「都市計画マスタープラン」を策定し、コンパクトな都市構造である「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進に取り組んでいるほか、平成22年に「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、平成23年度には、下水道事業への地方公営企業法の全部適用を行うなど、より一層、効率的で計画的な事業運営を目指すことが求められています。

このように、近年、人口減少・少子・超高齢社会の到来、地域社会構造の変化など、汚水処理施設整備を取り巻く環境の変化や、厳しい財政状況を背景に、より実効性のある生活排水対策計画が求められていることから、都市計画マスタープランや多核連携型コンパクト・エコシティの考え方等との整合を図るため、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わず、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進を効率的に行うことにより、生活排水対策を推進していくことを目的とした「第4次高松市生活排水対策推進計画」を策定しました。

§ 2 生活排水対策推進計画の基本方針

1 生活排水対策の基本理念

平成25年度の市内主要河川における水質環境基準の達成率は66.7%と低く、10河川12地点中3河川4地点で達成されていない状況にあります。

このような水質汚濁の主な原因は生活排水であり、この汚れにより、河川や沿岸海域の水辺環境や市民生活に関わる身近な水環境や住環境の悪化を招いています。

このため、本市にとって、河川の水質汚濁の防止は緊急を要する課題と位置付け、生活排水処理施設の整備と啓発活動を柱に、次の考え方を基本とする各種対策を推進します。

- 「生活排水処理施設の整備」と「生活排水対策に関する啓発」を両輪とします。
- 生活排水処理施設の整備は、公共下水道と合併処理浄化槽により、計画的かつ効率的に推進します。
- 生活排水対策に関する啓発を継続的に推進し、市民の意識高揚を図ります。

2 生活排水対策の基本方針

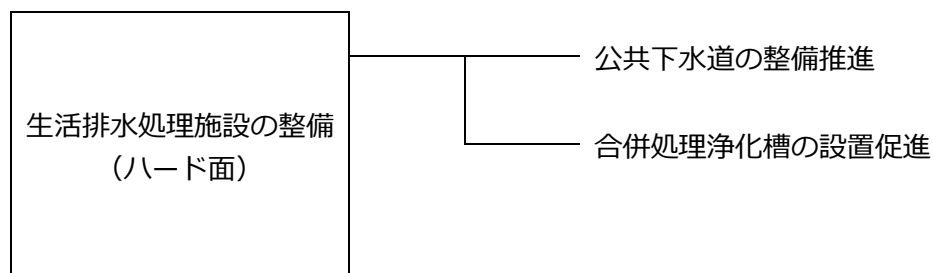
2-1 生活排水の浄化と発生源対策

2-1-1 公共下水道の整備推進

- ・計画期間内は現在の下水道事業計画区域において、計画的かつ効率的に公共下水道の整備を推進します。
- ・未整備地区において、公共下水道の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応などを検討します。

2-1-2 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない地域は、合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。



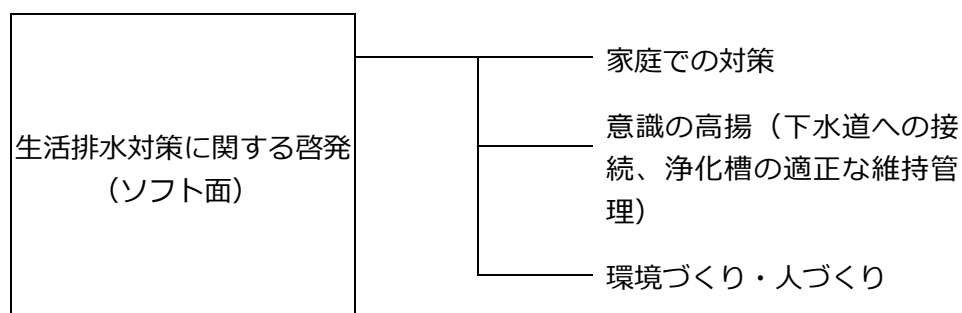
2-2 啓発活動の推進

2-2-1 生活排水対策実践活動の啓発

市民の生活排水対策に対する意識の高揚を図り、実践活動への参加促進に努めます。また、一人ひとり・家庭・地域へと広がりのある取り組みを展開していきます。

2-2-2 水環境への意識啓発

市民一人ひとりが水環境に関心を持ち、また、水環境について正しく理解いただくための啓発活動及び環境教育を行います。



3 目標水質及び目標年次

3-1 目標水質

3-1-1 目標のイメージ

“かの川”をみんなの力でとりもどそう

♪ うさぎおいし かの山 こぶなつりし かの川 ♪と歌われた“かの川”は水清く、魚が群れ、初夏にはホタルが舞っていました。

市内河川の水質保全目標は、河川の水質環境基準の達成及び清流を保っていた“かの川”の復活とし、そのイメージはそれぞれの河川の水利用状況を勘案して、次のとおりとします。

- 安全で良質な水源の確保
- ホタルが舞い、魚が棲む清流
- 市民が憩える水辺

3-1-2 水質目標

本計画の中間年次及び目標年次における水質目標は、次のとおりとします。

水域別目標の設定

水域名	環境基準値	H25年度水質	R元年度水質	目標水質 R2年度	目標の設定	
					中間年次 R2年度	目標年次 R7年度
牟礼川	3.0	2.6	2.9	2.5	現況水質の改善	ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
相引川	8.0	5.2	6.6	5.1	現況水質の改善	魚が棲み、市民が憩える川
新川	3.0	6.1	9.1	5.5	基準値の達成	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
春日川	3.0	4.0	4.2	3.7	基準値の達成	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
詰田川	8.0	5.2	3.8	4.6	現況水質の改善	魚が棲み、市民が憩える川
御坊川	10.0	4.7	3.2	4.3	現況水質の改善	魚が棲み、市民が憩える川
杣場川	8.0	4.5	3.5	4.3	現況水質の改善	魚が棲み、市民が憩える川
摺鉢谷川	5.0	1.6	1.7	1.5	現況水質の改善	魚が棲み、市民が憩える川
香東川 下流	3.0	1.6	2.1	1.4	現況水質の改善	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
香東川 上流	2.0	1.0	1.5	1.0	現況水質の改善	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
本津川 下流	3.0	5.2	5.4	4.7	基準値の達成	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川
本津川 上流	2.0	3.1	3.4	2.7	基準値の達成	安全で良質な水源の確保 ホタルが舞い、魚が棲み、市民が憩える川

※環境基準値：BOD (mg/ℓ) を示す。

※現況水質及び目標水質：河川のBOD75%値 (mg/ℓ) を示す。

※BOD：巻末資料を参照。

※摺鉢谷川の環境基準値の変更8.0→5.0については、P18参照。

3-2 目標年次

目標年次は、「香川県全県域生活排水処理構想」との整合性を図り、令和7年度とします。

また、令和2年度を中間年次として内容の点検を行い、社会情勢の変化等にあわせて適宜見直しを行います。

4 進行管理

高松市は、生活排水処理対策に関する情報を一元的に把握し、効率的、総合的に実施するため、生活排水対策を連携して推進します。また、進行管理に当たっては、数値目標となる指標を定め、その推移や達成状況を把握・分析します。

進行管理指標は、生活環境の改善傾向を示す「汚水処理人口普及率」とし、水質改善の傾向を示す「河川環境基準達成率」を進行管理の補完指標とします。

① 汚水処理人口普及率（％）

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントなど生活排水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口（住民基本台帳人口）に対する生活排水処理施設整備人口（公共下水道では供用開始区域内人口を示す。）の割合をパーセントで示したものです。

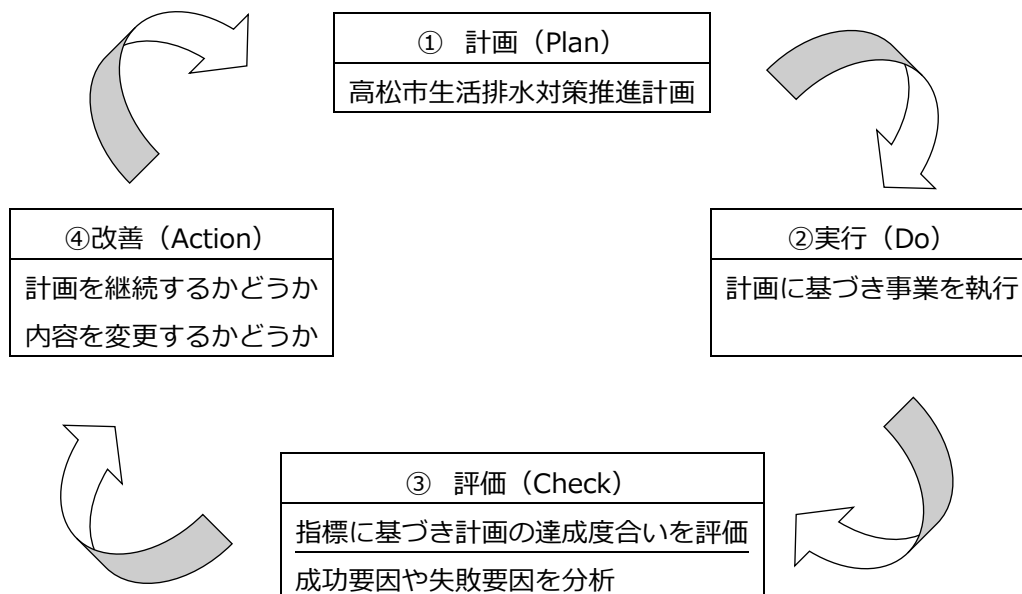
$$\text{汚水処理人口普及率} = \text{生活排水処理施設整備人口} / \text{総人口（住民基本台帳）} \times 100$$

② 河川環境基準達成率（％）

市内河川の類型指定は10河川12水域あり、各水域における年間の河川水質のBOD75％値を環境基準値と比較して達成、未達成を判定し、環境基準が達成された割合をパーセントで示したものです。

$$\text{環境基準達成率} = \text{河川環境基準達成水域数} / \text{環境基準類型指定水域数} \times 100$$

⑤ 計画の見直し



高松市生活排水対策推進計画におけるPDCAサイクルのイメージ

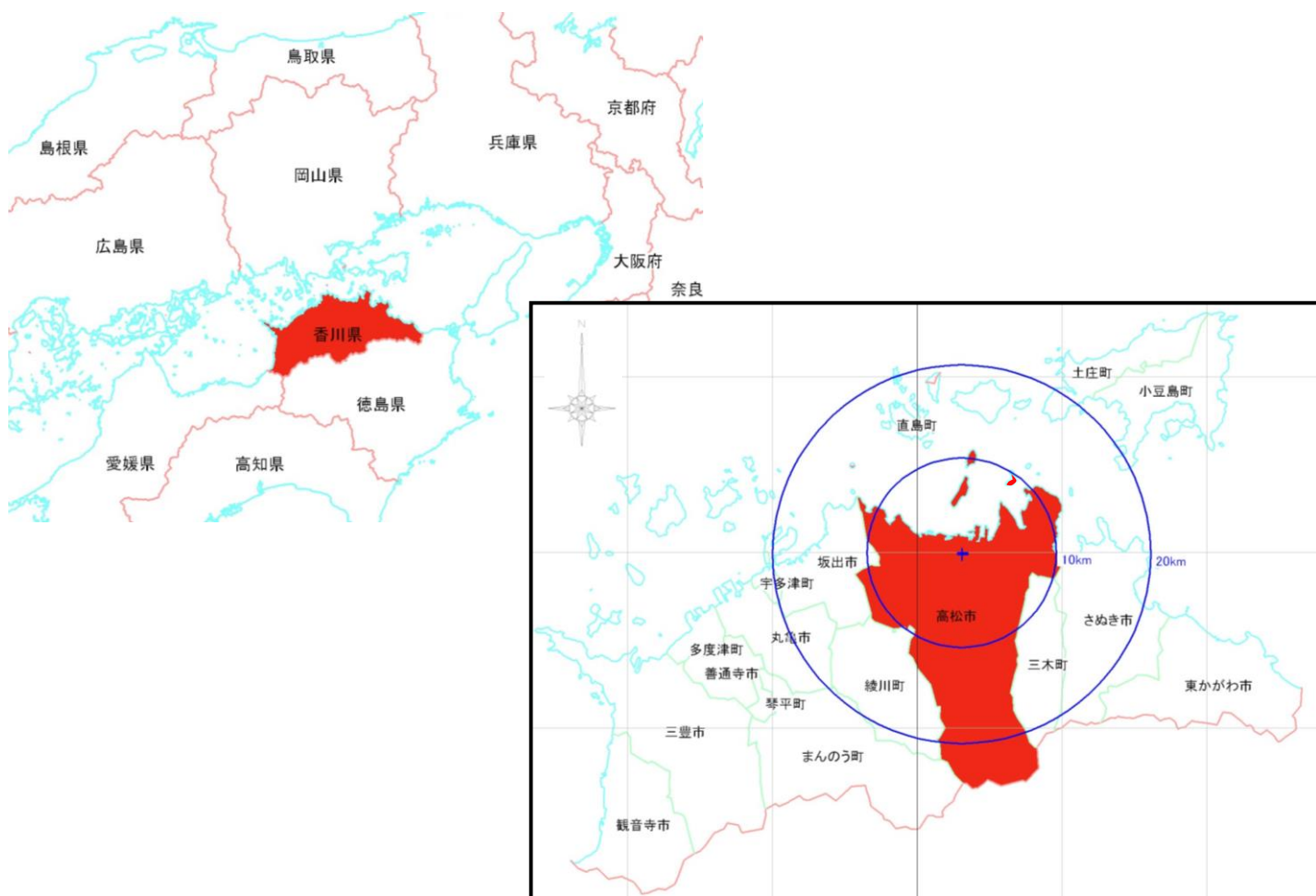
§ 3 生活排水対策の推進に関する基本事項

1 一般的事項

1-1 位置・地勢・沿革

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置しています。北は国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島、大島などの島々が散在し、南の徳島県境には東西に讃岐山脈が連なり、北に向かって緩やかに傾斜し、香東川、本津川などの水系を中心に形成された讃岐平野に市街地や田園が広がっています。

風光明媚な自然に恵まれ、これらと町のたたずまいがほどよく調和している全国でも有数の美観都市です。また、年間を通して気温較差は小さく、降水量の少ないのが特色で住みやすい都市です。



<図 1-1 高松市位置図>

「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年（1588年）豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒4代54年、松平11代220年を通じて城下町として栄えました。

明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日に市制をしき、全国40番目の市としてスタートしました。

これまでに大正、昭和を通じ、6回にわたる合併で都市規模は拡大し、人口も昭和55年の国勢調査で30万人を突破しました。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきましたが、特に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月、中核市に移行しました。

さらに、瀬戸内海三橋時代を迎え、平成15年に高松自動車道が全面開通し、京阪神を含めた環瀬戸内海高速ネットワークが形成される中、平成16年には瀬戸内海に臨む高松の新しいシンボルゾーンとして「サンポート高松」がグランドオープンしました。

そして、平成17年9月26日に塩江町と、また平成18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併し、市域375.10km²、人口約42万人を擁する新しい高松市が誕生しました。

また、市街地再開発事業では、丸亀町商店街のA街区が平成18年、B・C街区については、平成21～22年、G街区については、平成24年にオープンしました。

今後は、「活力にあふれ創造性豊かな瀬戸の都・高松」を目指し、各地域の特性を生かしたまちづくりに取り組み、地域の活性化を図るとともに、魅力ある都市づくりを進めていきます。

1-2 気象

高松市は瀬戸内型気候区に属しており、年間を通じて気温の変動が小さく、過去10年間の年平均気温は16.8度（平成22年～令和元年）です。

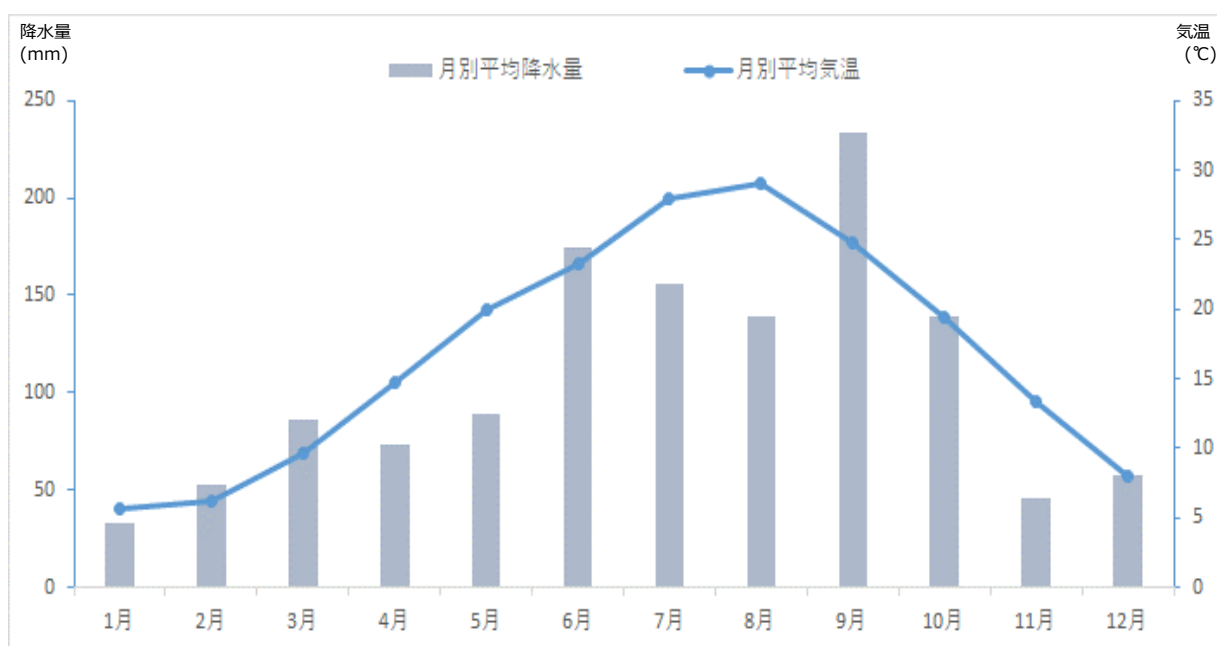
年間の降水量は、年総量で1,279.5mm（過去10年間平均）となっており、梅雨期の6月下旬から7月上旬にかけてと台風と秋雨の続く9月に集中しております。

月別日平均気温（℃）の平均値 高松地点

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2010	平成22年	5.9	7.4	9.3	13.2	18.8	23.9	27.8	30.4	26.7	19.8	12.7	8.3	17.0
2011	平成23年	4.1	6.6	7.9	13.6	19.6	24.0	27.3	28.6	25.1	19.2	15.0	7.9	16.6
2012	平成24年	5.2	4.7	8.9	15.0	19.4	22.8	27.7	29.3	25.2	18.9	12.3	6.3	16.3
2013	平成25年	4.7	5.8	10.4	13.6	19.9	24.2	29.0	29.8	24.5	20.3	12.5	7.4	16.8
2014	平成26年	5.8	5.7	9.8	14.3	19.8	23.6	27.6	26.9	24.0	19.1	13.6	6.5	16.4
2015	平成27年	6.3	6.5	9.5	15.4	21.0	22.5	26.7	28.1	23.1	18.4	15.0	9.9	16.9
2016	平成28年	6.6	6.9	10.3	16.1	20.8	23.1	28.1	29.5	25.2	20.5	13.6	9.3	17.5
2017	平成29年	6.2	6.4	9.0	15.7	20.8	22.8	28.7	29.4	23.9	18.4	11.9	6.4	16.6
2018	平成30年	4.7	4.8	10.5	16.1	19.7	22.9	29.1	29.7	24.1	19.1	13.5	9.2	17.0
2019	令和元年	6.8	7.5	10.2	14.5	20.6	23.6	26.5	28.4	26.4	20.7	13.5	9.1	17.3
平均		5.6	6.2	9.6	14.8	20.0	23.3	27.9	29.0	24.8	19.4	13.4	8.0	16.8

月別降水量（mm）の平均値 高松地点

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年総量
2010	平成22年	17.0	77.0	143.0	102.5	90.0	178.0	84.5	28.5	61.0	124.5	23.0	59.0	988
2011	平成23年	1.5	58.5	45.5	50.5	301.0	179.0	217.0	108.0	451.5	116.0	50.0	25.5	1,604
2012	平成24年	22.0	85.5	93.5	63.5	37.0	188.0	165.5	40.5	165.5	54.0	45.5	60.0	1,021
2013	平成25年	48.0	58.5	60.0	52.5	11.0	332.0	84.0	142.5	361.0	242.5	62.0	83.0	1,537
2014	平成26年	41.0	63.5	71.5	55.5	57.5	45.0	80.0	433.0	64.0	201.0	60.5	56.0	1,229
2015	平成27年	75.0	22.5	95.5	124.0	70.0	139.5	214.5	141.5	110.0	23.0	83.5	110.5	1,210
2016	平成28年	47.0	45.0	72.5	84.5	84.5	348.5	60.0	89.5	285.5	47.5	48.5	73.0	1,286
2017	平成29年	25.0	35.0	47.0	76.0	69.5	107.5	139.0	192.5	247.5	416.5	44.0	16.0	1,416
2018	平成30年	30.0	38.0	142.0	55.0	135.5	119.0	351.0	77.0	527.5	43.5	13.5	43.0	1,575
2019	令和元年	24.0	44.0	87.5	69.5	30.5	111.5	167.5	139.5	64.5	118.0	24.5	46.5	928
平均		33.1	52.8	85.8	73.4	88.7	174.8	156.3	139.3	233.8	138.7	45.5	57.3	1,279.5



資料：高松地方気象台HP

1-3 人口

1-3-1 人口動態

総人口の推移は、平成2年以降を見ると漸増傾向を示しています。また、年齢階層別の傾向としては、高齢人口（65歳以上）の増加と年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しており、少子・超高齢化が進行しています。

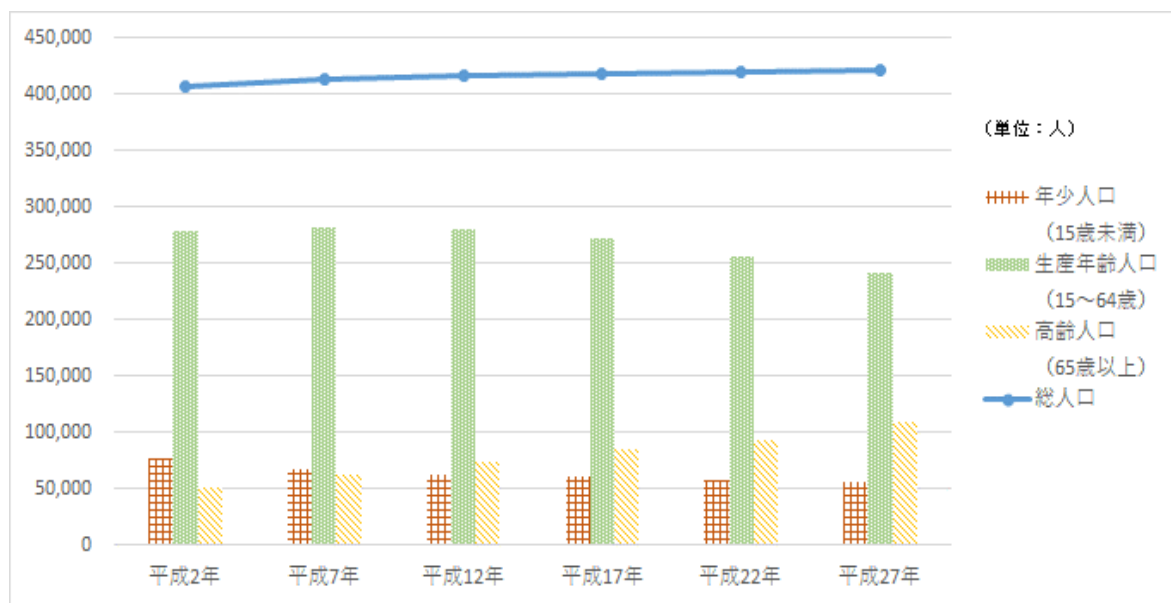
年齢階層別人口の推移（平成2年～平成27年）

単位：人

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	406,853	412,626	416,680	418,125	419,429	420,748
年少人口 (15歳未満)	76,562	67,456	62,861	60,505	57,943	55,082
生産年齢人口 (15～64歳)	278,175	282,376	279,332	271,957	255,599	240,958
高齢人口 (65歳以上)	51,431	62,746	74,009	84,314	93,667	109,369

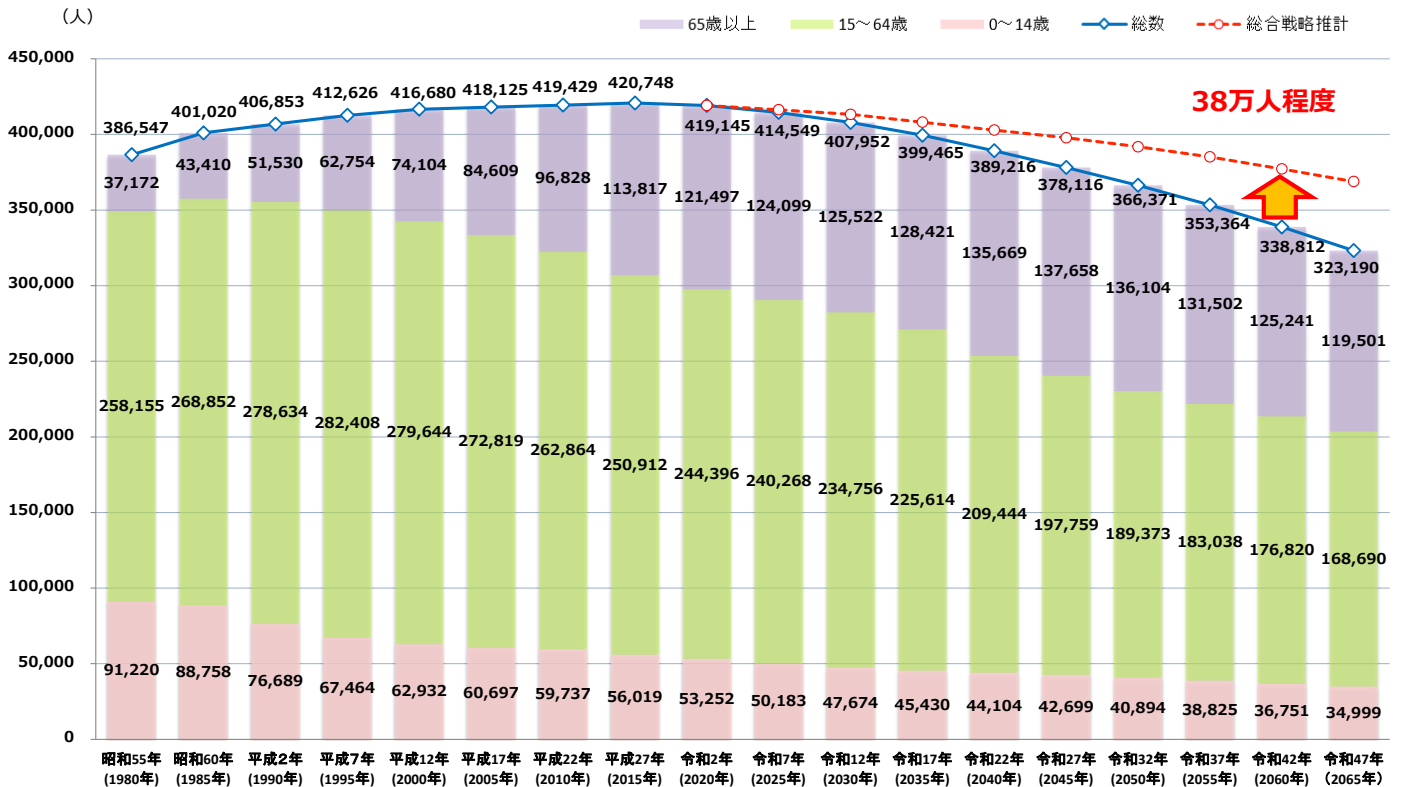
資料：国勢調査

※年齢階層別人口の合計は年齢不詳があることから総人口と合致しない。



1-3-2 将来推計人口

高松市の総人口は、今後減少が続くものと推計されます。年齢階層別では、平成27年と比較すると、令和42年には15歳未満は約66%、15歳以上65歳未満の人口が概ね70%程度に減少するのに対し、65歳以上人口が1.10倍になると推計されます。



本市においては、令和2年3月に将来の方向、展望を示した「たかまつ人口ビジョン 令和元年度改訂版」及び「第2期たかまつ創生総合戦略」を策定し、令和42（2060）年の人口目標を38万人程度と定め、人口減少対策に資する事業に取り組んでいます。

- 注1 平成30（2018）年3月30日に公表された、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』では、本市推計に近いものとなりましたが、本市において、人口減少問題への対応が重要な課題であることに変わりはありません。
- 注2 平成27（2015）年までは国勢調査による実績値、令和2（2020）年以降はたかまつ人口ビジョン（令和2（2020）年3月策定）で使用した国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』の推計方法により作成しています。

資料：たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版

第6次高松市総合計画・第3期まちづくり戦略計画概要版 令和2年～4年度

1-4 土地利用の概況

1-4-1 土地利用の現況

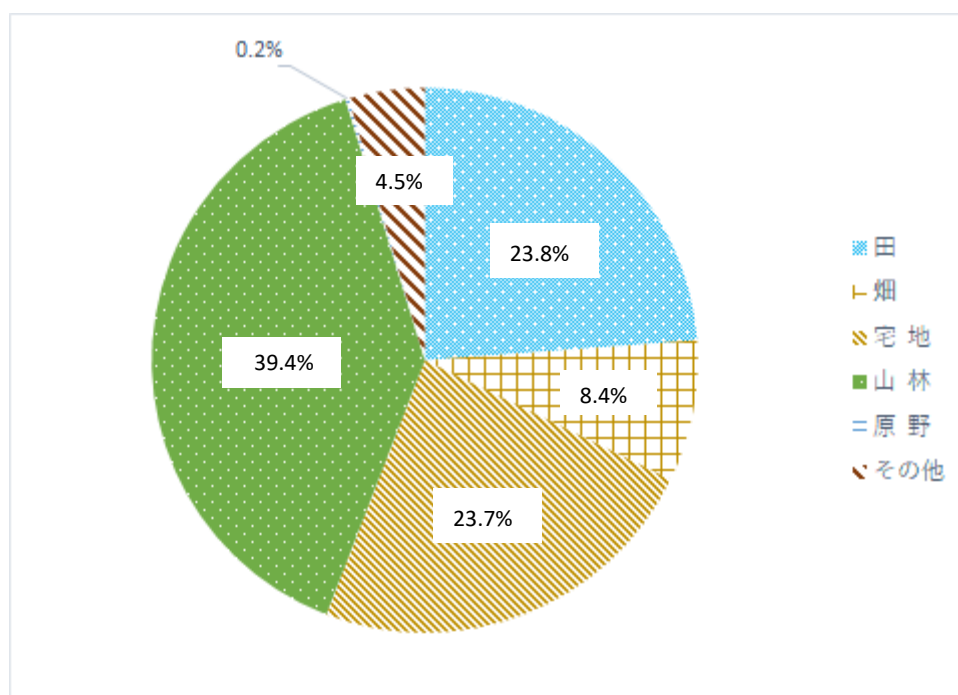
本市の土地利用状況は、地目別民有地面積によると、総面積約24,449haのうち農地（田・畑）が32.2%、宅地が23.7%、山林・原野39.6%、その他が4.5%となっています。

地目別民有地面積（平成30年1月1日現在）

単位：ha

総数	田	畑	宅地	山林	鉱泉地	牧場	原野	池沼	雑種地
24,449	5,823	2,047	5,784	9,635	0	2	51	10	1,097
比率%	23.8%	8.4%	23.7%	39.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	4.5%

資料：香川県統計年鑑（令和元年）



1-4-2 都市計画

平成12年5月に都市計画法、建築基準法の一部が改正され、線引き制度が原則として県の選択制となるなど、地域の実情に応じて適正かつ合理的なまちづくりが行えるようになりました。

これを受け、県と高松市では、都市計画区域を拡大・再編し、従来の線引き制度の廃止に合わせて、新たな土地利用コントロールを導入するなど、都市計画の見直しを行い、平成16年5月17日に施行されました。

さらに、平成17年9月26日及び平成18年1月10日の近隣6町（塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町）との合併により、高松市の都市計画区域が拡大されました。

本市では、平成16年度の線引き制度（市街化区域と市街化調整区域に区域を区分する制度）の廃止後、旧市街化調整区域への居住・商業施設等の立地が進展し、田園地帯である郊外部での宅地化が進んでいます。

こうした低密度な市街地が広がる拡散型の都市構造が形成されることは、車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化を始め、今後の人口減少、少子・超高齢化の進展も相まって、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが予想されます。

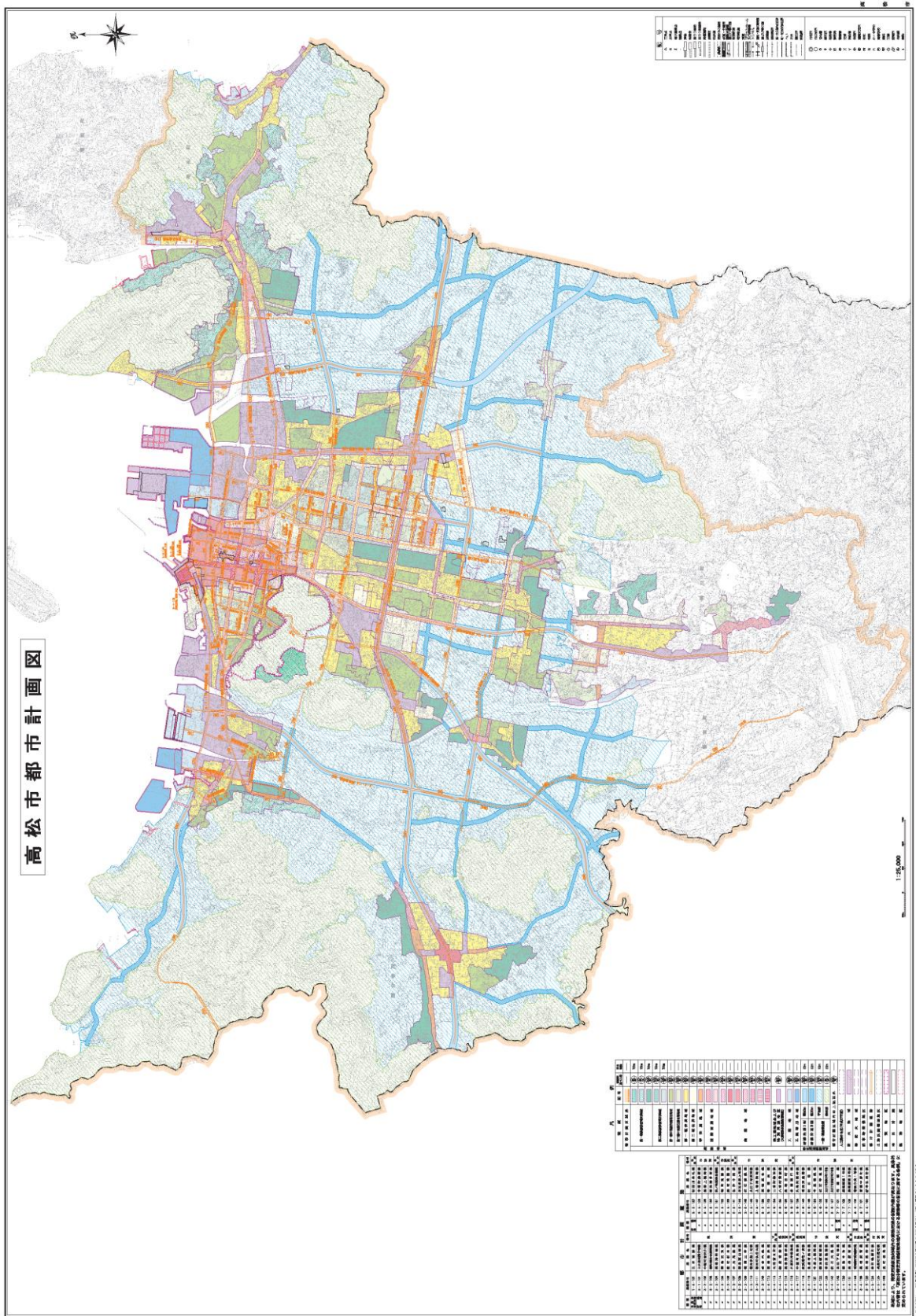
このため、平成20年12月に策定した「都市計画マスタープラン」や平成25年5月に策定した「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」に基づき、支所や鉄道駅周辺などの集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進に取り組んでいます。

さらに、平成24年10月に上位計画となる「高松広域都市計画区域マスタープラン」の改定や、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正、平成28年3月に「第6次高松市総合計画」が策定されたことを背景に、平成29年8月に「高松市都市計画マスタープラン」を改定し、公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築に向けて、より一層取り組むこととしています。そして、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現の後押しとなる「高松市立地適正化計画」を平成30年3月に策定し、これに併せて「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成30年4月に改定しました。また、水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の更新及び都市機能・居住誘導区域の一部変更のため「高松市立地適正化計画」を平成31年3月、令和2年7月に改定しました。

用途地域面積（総面積：約 6,474ha）

第一種低層 住居専用	第二種低層 住居専用	第一種中高 層住居専用	第二種中高 層住居専用	第一種住居地域	第二種住居地域
887	149	941	440	1,300	438
準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
94	432	265	1,134	215	179

（令和2年3月末現在、単位：ha）



<图 1 - 2 高松市都市計画図>

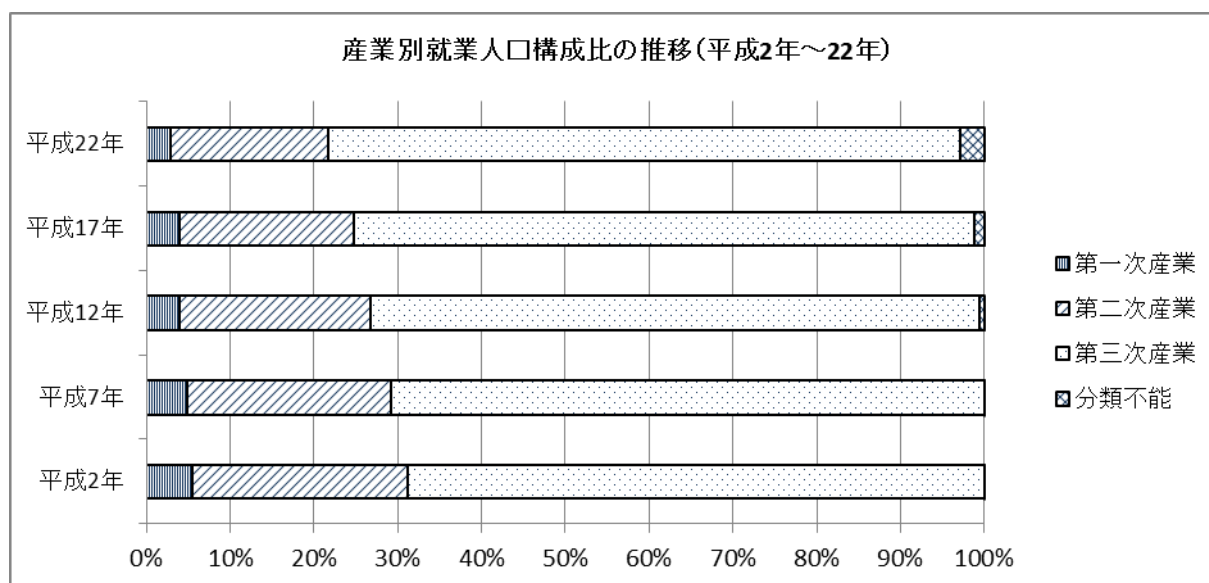
1-5 産業

平成22年の総就業者数は、191,257人で、5年前の平成17年の199,924に比べ4.3%減少しています。

また、平成22年の産業別就業人口の構成比は、第一次産業が2.9%、第二次産業が18.9%、第三次産業が75.4%となっています。これを平成2年と比較すると、第一次、第二次産業就業者数が減少し、第三次産業就業者数が増加しています。

産業別就業人口の推移（平成2年～22年）

項目		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	人口（人）	11,087	10,235	8,358	7,909	5,528
	構成比（%）	5.6%	4.9%	4.0%	4.0%	2.9%
第二次産業	人口（人）	51,068	51,037	47,218	41,511	36,126
	構成比（%）	25.7%	24.3%	22.8%	20.8%	18.9%
第三次産業	人口（人）	136,161	148,277	150,177	148,039	144,143
	構成比（%）	68.5%	70.6%	72.6%	74.0%	75.4%
分類不能	人口（人）	405	403	1,237	2,465	5,460
	構成比（%）	0.2%	0.2%	0.6%	1.2%	2.9%
合計	人口（人）	198,721	209,952	206,990	199,924	191,257
	構成比（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



資料：国勢調査

1-6 水利用の概況

1-6-1 上水道

高松市の水道水源は、その約40%を内場ダムや香東川、春日川、新川などの自己処理水源で賄い、残りの約60%を香川用水に依存しています。平常時には需要量を十分満たす供給能力を確保していますが、近年は気候変動の影響を受け、たびたび深刻な渇水に見舞われています。特に、平成6年、平成17年、さらに平成20年には、香川用水の水源である早明浦ダムの貯水率が0%となる異常渇水となり、水道の断水や減圧給水を余儀なくされました。そのため、渇水時の節水方策や新たな自己処理水源を確保するとともに、水道広域化のメリットのひとつである市町の枠を超えた柔軟な水運用を行っていく必要があります。

一方、長期的な水道用水の水需要予測については、社会的な要因はありますが、行政区域内人口（給水人口）が少子・超高齢化傾向にあることから、減少することが見込まれています。このような中、慢性的な水不足に見舞われている高松市においては、雨水の利用や下水処理水の再利用等、水を有効利用する節水・循環型社会の形成が求められています。

上水道事業の概況【(上段:平成25年度)、下段:令和元年度】

給 水 人 口	人	(416,126) 414,194
給 水 世 帯 数	世帯	(178,472) 187,756
普 及 率	%	(99.3) 99.4
年 間 配 水 量	m ³	(49,758,744) 49,282,663
1 日 最 大 配 水 量	m ³	(151,355) 143,101
1 日 平 均 配 水 量	m ³	(137,512) 134,652
年 間 有 収 水 量	m ³	(46,409,748) 45,504,768
有 収 率	%	(93.3) 92.3

1-6-2 農業用水

高松市は、瀬戸内海の降水量の少ない地域にあり、河川流域が狭く流路が短いなど地形的な要因から、昔からため池の築造などを行い農業用水の確保に苦労を重ねてきましたが、香川用水事業の完成やため池の改修整備などにより農業用水が確保されることとなりました。

しかし、農業用水についての主な水源は、香川用水、河川表流水及びため池であり、市内の約2,900のため池に依存する割合は依然高い状態です。

ため池の概要（高松市の主なため池）

【令和2年4月1日現在】

名称	貯水量 (万 m^3)	満水面積 (ha)	灌漑面積 (ha)
三郎池	176.00	38.80	417.0
新池	120.19	26.19	120.0
橘池	55.59	14.40	55.5
音谷池	38.34	7.80	60.5
市宮池	37.90	8.20	16.1
奥谷池上池	35.22	4.40	234.0
小田池	141.93	33.40	350.0
神高池	25.14	3.18	30.0
神崎池	22.50	6.60	47.0
公測池	176.00	26.00	898.0
久米池	35.20	18.59	60.0
坂瀬池	30.00	18.60	898.8
住蓮寺池	47.20	12.80	115.0
城池	72.00	18.82	898.0
神内池	116.00	39.3	898.0
神内上池	75.00	8.30	898.0
関ノ池	34.76	25.00	36.0
田渡池	24.60	4.35	190.0
奈良須池	143.10	28.30	350.0
野田池	28.90	7.60	23.9
船岡池	32.00	12.00	35.0
平池	134.90	32.50	81.1
松尾池	132.20	23.50	898.0
御厩池	43.50	10.40	77.0
龍満池	52.84	14.20	76.0

資料：高松市土地改良課資料

2 生活排水関連事項

2-1 水質汚濁状況

2-1-1 環境基準の指定状況

生活環境の保全に関する環境基準については、市内主要10河川及び地先海域に水域とその類型が指定されています。

環境基準水域類型の指定状況（海域）

水域名	類型	指定年月日
東讃海域	A	昭和49年12月13日 県告示
備讃瀬戸	A	昭和49年5月13日 環境庁告示
高松港	B	
詰田川尻	A	

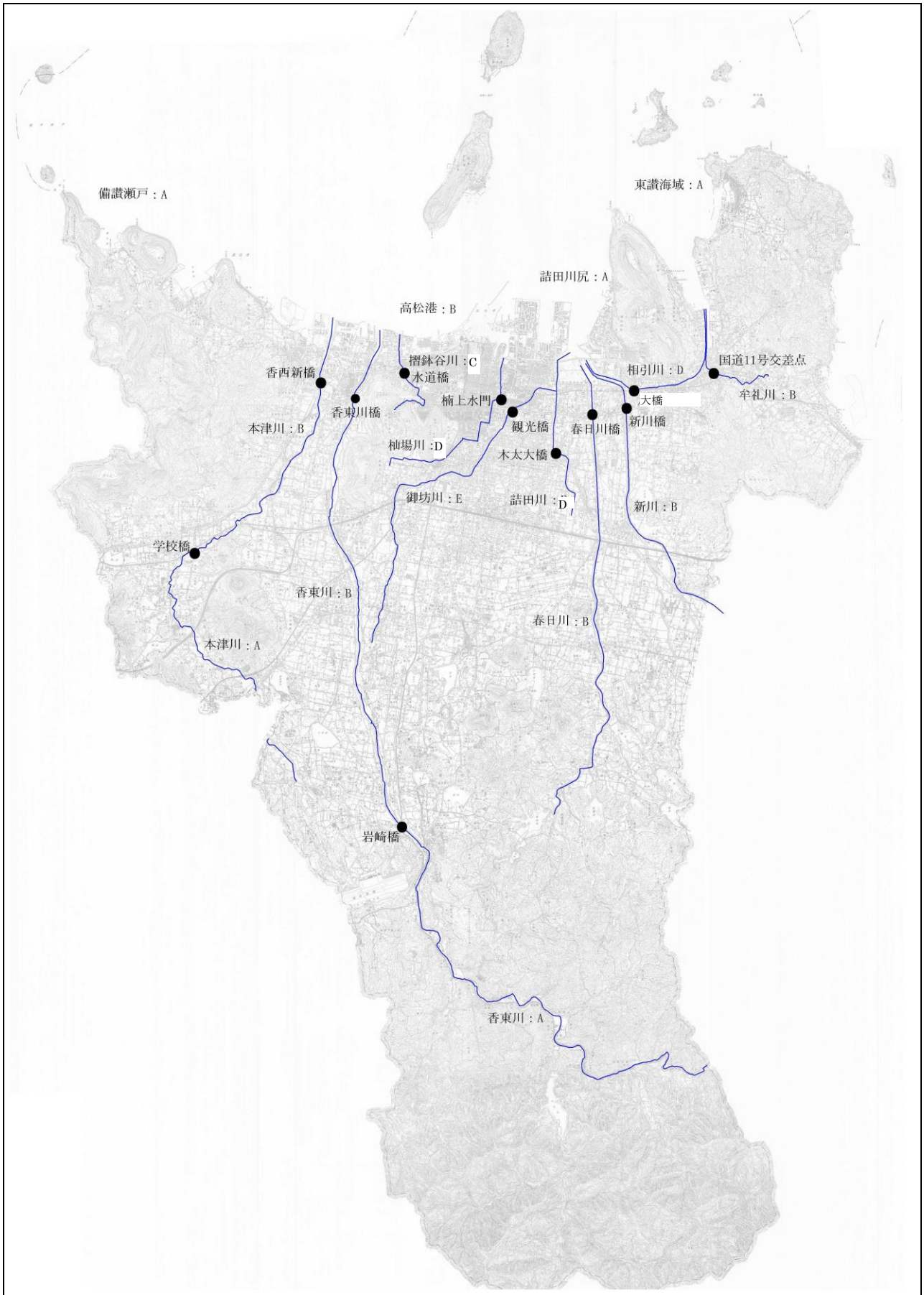
環境基準水域類型の指定状況（河川）

水域名	範囲	類型	指定年月日
牟礼川	全域	B	昭和49年4月10日 県告示
相引川	全域	D	
新川	全域	B	
春日川	全域	B	
詰田川	木太大橋より上流	D	昭和45年9月1日 閣議決定
御坊川	全域	E	
杣場川	全域	D	
摺鉢谷川	全域	C	
香東川	岩崎橋より上流	A	
	岩崎橋より下流	B	
本津川	国分寺町取水口より上流	A	
	国分寺町取水口より下流	B	

※各類型における環境基準値については、巻末資料を参照のこと。

※水域類型については、以下のとおり見直しがされました。

- ・H25.3.29香川県告示第161号 詰田川及び摺鉢谷川
- ・H26.4.1香川県告示第164号 杣場川
- ・H31.3.29香川県告示第95号 摺鉢谷川



<図2-1 環境基準類型指定状況図>

2-1-2 水質の状況

(1) 海域

高松の地先海域は比較的潮流が早く透明度が低く、また赤潮の発生回数が少ないなどの特徴があります。海域COD年平均値の推移は次のとおりで、詰田川尻が環境基準値より高い状況です。

海域COD年平均値の推移

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/l)	達成期 間	H21	H22	H23	H24	H25
東讃海域	檀ノ浦沖	A	2.0	イ	1.3	1.6	1.9	1.6	1.6
備讃瀬戸	西浦沖	A	2.0	イ	1.2	1.7	1.9	1.8	1.6
	摺鉢谷川尻	A	2.0	イ	1.3	1.9	1.9	1.8	2.0
	神在の鼻沖	A	2.0	イ	1.3	2.0	1.8	1.6	1.7
	亀水湾	A	2.0	イ	1.3	1.7	1.8	1.7	2.0
高松港	高松港	B	3.0	イ	1.9	1.9	2.1	1.6	1.9
詰田川尻	詰田川尻	A	2.0	ハ	2.8	2.7	2.8	2.5	2.5

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/l)	達成期 間	H26	H27	H28	H29	H30	R元
東讃海域	檀ノ浦沖	A	2.0	イ	1.5	1.7	1.4	1.8	1.7	2.0
備讃瀬戸	西浦沖	A	2.0	イ	1.4	1.4	1.6	1.7	1.8	1.9
	摺鉢谷川尻	A	2.0	イ	1.5	2.1	1.7	1.9	1.8	2.0
	神在の鼻沖	A	2.0	イ	1.3	2.4	1.7	1.8	1.7	2.1
	亀水湾	A	2.0	イ	1.4	1.7	1.6	1.6	1.7	1.8
高松港	高松港	B	3.0	イ	1.9	2.2	2.2	2.0	2.3	2.1
詰田川尻	詰田川尻	A	2.0	ハ	2.9	3.5	2.8	2.7	2.6	2.6

※各類型における環境基準値及びCODについては、巻末資料を参照のこと。

※達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 □：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 河川

高松市は、全国的にも降水量の少ない地域にあります。したがって、河川流量が極めて少なく、市内の河川は工場排水、生活排水の影響を受けやすい状態です。

令和元年度における環境基準の達成状況は以下のとおりで、牟礼川、相引川、詰田川、御坊川、杣場川、摺鉢谷川、香東川（香東川橋、岩崎橋）で、環境基準を達成しました。

河川環境基準達成状況

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/ℓ)	達成期間	達成状況 (BOD75%値)										
					H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
牟礼川	国道11号線 交差点	B	3.0	□	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
					2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.7	2.8	2.6	3.7	3.1	2.9
相引川	大橋	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					7.8	6.2	5.5	5.8	5.2	4.7	4.8	5.3	7.1	8.0	6.6
新川	新川橋	B	3.0	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					8.3	5.0	8.0	6.7	6.1	6.8	5.2	5.6	7.9	8.0	9.1
春日川	春日川橋	B	3.0	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
					4.0	4.5	3.3	3.9	4.0	3.5	4.1	4.5	5.4	2.8	4.2
詰田川	木太大橋	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					4.3	4.7	3.5	3.7	5.2	3.3	2.6	3.4	4.3	3.9	3.8
御坊川	観光橋	E	10.0	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					6.8	6.9	5.7	5.2	4.7	2.7	3.4	3.8	3.6	4.1	3.2
杣場川	楠上水門	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					6.5	3.8	3.4	5.3	4.5	4.1	2.0	4.4	3.4	3.3	3.5
摺鉢谷川	水道橋	C	5.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					3.0	2.6	1.7	3.0	1.6	1.6	1.6	1.9	2.1	1.8	1.7
香東川	香東川橋	B	3.0	イ	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					2.5	3.1	1.4	2.1	1.6	1.7	2.0	2.3	1.9	1.9	2.1
	岩崎橋	A	2.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					1.3	1.0	0.9	1.2	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.3	1.5
本津川	香西新橋	B	3.0	イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					6.3	6.3	4.2	4.9	5.2	4.3	4.3	5.3	4.9	4.5	5.4
	学校橋	A	2.0	イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					4.1	5.5	4.9	3.8	3.1	3.1	3.6	3.5	4.0	4.1	3.4

※各類型における環境基準値については、巻末資料を参照のこと。

※達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 □：5年以内で可及的速やかに達成 八：5年を超える期間で可及的速やかに達成

※摺鉢谷川の類型については、D 8.0 → C 5.0 へと変更になっています。詳細についてはP18参照。

(3) ため池

高松市は、瀬戸内海の降水量の少ない地域にあります。したがって、農業用水については市内の約2,900のため池に依存する割合が高くなっています。

ため池COD年平均値の推移

単位：mg/l

名称	H21	H22	H23	H24	H25
奥の池	6.6	7.0	7.5	—	11
奈良須池	5.1	7.5	7.3	5.0	6.5
住蓮寺池	12	13	22	14	12
三郎池	12	8.5	7.4	12	8.9
神内池	7.8	8.8	6.4	9.4	7.3
松尾池	7.7	6.2	6.6	6.8	8.0
城池	6.6	5.5	6.6	6.8	7.1
公湊池	3.1	3.0	3.0	3.9	3.5
坂瀬池	10	11	9.7	11	11
久米池	29	22	26	30	34
平田池	20	18	18	16	16
羽間上池	8.9	8.9	8.3	11	9.4
龍満池	13	9.8	13	10	15
新池	5.4	8.4	8.5	9.5	11
平池	12	26	16	15	21
橘池	6.6	6.6	9.7	8.4	10

名称	H26	H27	H28	H29	H30	R元
奥の池	7.9	8.7	9.6	9.3	5.3	—
奈良須池	8.0	4.6	6.9	4.8	5.7	5.6
住蓮寺池	11	19	11	20	12	16
三郎池	5.7	7.0	7.3	9.0	8.5	7.1
神内池	6.0	9.7	8.1	7.7	7.3	7.6
松尾池	6.8	5.5	5.8	6.2	6.2	7.4
城池	4.8	5.4	6.3	4.8	6.0	6.3
公湊池	2.9	3.4	2.8	3.4	3.5	3.9
坂瀬池	8.7	8.8	8.8	10	10	12
久米池	19	20	23	23	23	28
平田池	18	17	11	18	11	16
羽間上池	9.1	8.6	11	9.4	12	12
龍満池	14	6.5	11	9.4	8.2	12
新池	5.4	6.1	5.5	5.3	5.0	4.8
平池	20	41	29	16	51	18
橘池	6.1	6.6	8.8	8.4	8.5	8.4

※奥の池（H24）については、浚渫工事のため採水不可でした。

※奥の池（R元）については、工事のため採水不可でした。

2-2 生活排水処理施設の整備状況

令和元年度末の高松市の汚水処理人口普及率は87.7%となっています。一方、全国平均は91.7%、香川県は78.8%（全国43位）であり、香川県平均は上回っているものの、全国平均を大幅に下回っています。

また、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の集合処理施設を利用できる人のうち、実際に利用して生活排水処理を行っている人（生活排水処理人口）の割合（接続率）は91.8%であり、公共用水域の水質汚濁を防止するためには公共下水道の接続率の向上が必要です。

生活排水処理状況（平成25年度末）

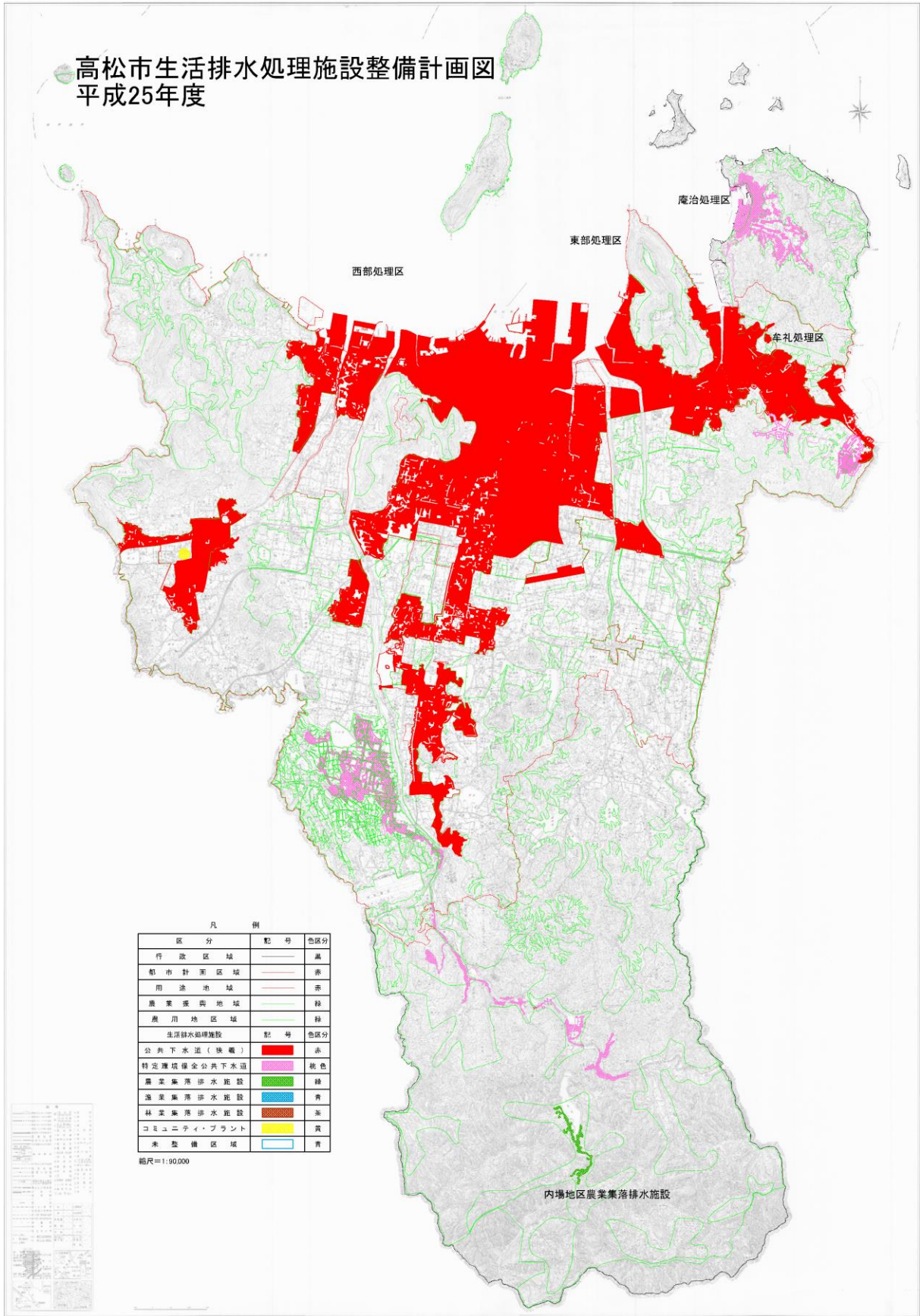
名 称		汚水処理施設整備人口（人）A	汚水処理人口普及率（%）	生活排水処理人口（人）B	接続率（%） B/A×100
集合処理	公共下水道	269,295	63.0%	243,121	90.3%
	農業集落排水施設	182	0.1%	182	100.0%
	コミュニティ・プラント	85	0.0%	85	100.0%
集合処理 計		269,562	63.1%	243,388	90.3%
合併処理浄化槽		90,784	21.3%	90,784	-
整備・処理 計		360,346	84.4%	334,172	-
未整備・未処理 計		66,849	15.6%	93,023	-
高松市総人口		427,195	100.0%	427,195	-

生活排水処理状況（令和元年度末）

名 称		汚水処理施設整備人口（人）A	汚水処理人口普及率（%）	生活排水処理人口（人）B	接続率（%） B/A×100
集合処理	公共下水道	271,695	63.9%	249,293	91.8%
	農業集落排水施設	151	0.1%	151	100.0%
	コミュニティ・プラント	73	0.0%	73	100.0%
集合処理 計		271,919	64.0%	249,517	91.8%
合併処理浄化槽		101,009	23.8%	101,009	-
整備・処理 計		372,928	87.7%	350,526	-
未整備・未処理 計		52,065	12.3%	74,467	-
高松市総人口		424,993	100.0%	424,993	-

※本資料の表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

高松市生活排水処理施設整備計画図 平成25年度



<図 生活排水処理施設の整備状況(平成25年度末)>

2-2-1 公共下水道

高松市の下水道は昭和8年、現在の中心市街地の一部約462haについて下水道事業に着手しました。その後、昭和30年には計画区域の拡張や福岡下水処理場の計画を策定し、昭和40年に汚水処理を開始、昭和45年度に処理能力日量4万m³の施設を完成しました。

昭和49年度に市街化区域全体を中部、東部、西部処理区に分けた公共下水道全体計画を策定し、東部処理区については、昭和57年に東部下水処理場の供用を開始しました。西部処理区については、平成4年度の香東川流域下水道事業の着手を受け、平成5年度から流域関連公共下水道事業として管渠整備に着手し、平成13年8月に香東川浄化センターでの供用が開始されました。この供用開始に伴い福岡下水処理場を廃止し、処理機能を東部下水処理場に統合しました。

平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、旧町における下水道事業を引継ぎ、整備を進めています。

また、合併後も県が管理を行っていた流域下水道が平成28年4月に本市に移管されたことに伴い、流域関連公共下水道を公共下水道へ編入しました。

令和元年度末までの下水道普及状況は、整備面積約5,493.8ha、人口普及率63.9%となっています。

計画の概要及び整備状況（令和元年度末）

処理区名	下水道計画区域		事業計画区域		整備状況		
	計画区域 (ha)	計画人口 (人)	事業計画区域 (ha)	計画人口 (人)	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	
東部	3,348.2	166,680	3,241.2	164,230	2,799.2	157,075	
牟礼	816.4	19,200	616.6	16,570	463.0	16,280	
庵治	320.0	5,500	145.5	4,740	117.7	3,621	
西部	高松	2,124.2	84,620	1,500.2	75,520	1,240.3	63,799
	塩江	72.7	1,510	59.9	1,300	56.1	920
	香川	479.0	15,500	403.3	14,350	289.3	12,811
	香南	320.0	5,200	253.0	4,880	218.1	4,484
	国分寺	416.0	14,600	350.0	11,830	310.2	12,705
計	7,896.5	312,810	6569.7	293,420	5,493.8	271,695	

※本資料の表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

資料：下水道整備課資料

下水処理場の水質検査結果【年間平均値（上段：平成25年度）、下段：令和元年度】

処理場名		pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
東部下水 処理場	流入水	(6.9) 7.2	(200) 170	(130) 85	(150) 110	(31) 32	(3.4) 3.2
	放流水	(7.3) 7.4	(3.9) 3.0	(14) 11	(5) 3	(20) 23	(0.6) 0.7
香東川浄化 センター	流入水 (合流)	(7.4) 7.4	(150) 150	(87) 81	(120) 120	(29) 32	(3.4) 3.2
	流入水 (分流)	(7.3) 7.3	(200) 190	(100) 120	(120) 130	(37) 39	(4.4) 3.7
	放流水	(6.9) 6.9	(3.3) 3.3	(9.6) 10	(1) 2	(11) 7.4	(0.9) 0.5
牟礼浄化苑	流入水	(7.4) 7.4	(260) 230	(120) 140	(160) 130	(36) 38	(4.7) 4.8
	第1 放流水	(7.0) 7.2	(1.9) 3.6	(8.7) 10	(3) 3	(6.8) 12	(0.4) 0.9
	第2 放流水	(7.2) 7.2	(1.1) 2.7	(8.1) 9.4	(1) 1	(6.9) 13	(0.5) 1.3
庵治浄化 センター	流入水	(7.4) 7.3	(200) 200	(96) 120	(160) 120	(34) 32	(3.1) 3.4
	放流水	(7.2) 7.2	(1.0) 1.5	(6.2) 6.8	(2) 2	(1.6) 1.7	(1.5) 1.4
放流水の 基準※		5.8 以上 8.6 以下	15 以下	20 以下	40 以下	60 以下	8 以下

資料：下水道施設課資料

※下水道法に基づく放流水の水質の基準

2-2-2 農業集落排水施設、コミュニティ・プラント

農業集落排水施設については、塩江町内場地区において平成3年度に事業採択され、平成7年度に供用開始しています。また、コミュニティ・プラントについては、国分寺町下向田地区において実施されており、昭和61年度に供用開始しています。

計画の概要及び整備状況（令和元年度末）

名称	計画人口 (人)	整備区域内人口 (人)	処理人口 (人)	処理方式
農業集落排水施設 (内場地区)	340	151	151	JARUS-V型
コミュニティ・プラント (下向田地区)	270	73	73	長時間曝気

2-2-3 浄化槽

生活環境の快適性、環境衛生の向上に対する意識の高まりから、トイレの水洗化を目的に単独処理浄化槽が急速に普及しました。

しかし、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、生活排水の処理を行わないことから、平成13年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止され、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が義務付けされています。

令和元年度末現在の汚水処理施設整備人口372,928人のうち27.1%が合併処理浄化槽によるものです。

高松市では、生活排水対策の一環として、平成元年度より住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合、国の補助制度に基づき、補助金を交付しています。また、平成25年度より、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既設の浄化槽の撤去費と配管費等を上乗せして補助金を交付しています。

また、令和元年度からは、新設への補助金を廃止し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、配管費補助の上限を、9万円から30万円へ引き上げました。

合併処理浄化槽補助実施状況

単位：基

	H元～ 25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
補助基数	18,497	1,153	888	1,009	1,039	935	254	23,775
うち転換補助基数	注 532	211	205	189	190	204	221	1,752

資料：下水道業務課資料

※転換とは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のこと。

注：転換補助基数の内、H元～19については、基数不明。

2-3 生活排水対策の啓発活動状況

2-3-1 環境教育（学校教育）

高松市教育委員会は、市内の小・中学校において生活排水対策を含む環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げ、指導を行っています。

（1）中央小学校

4年生の総合的な学習の時間に、地域の環境に目を向け、環境を守るためにできることを考えています。高松市南部クリーンセンターの見学や環境新聞づくり、3Rについての出前授業や水質調査の出前授業等様々な取組を実施しました。

水質調査の出前授業では、家庭から野菜のゆで汁や食器を洗った水など、色々な種類の水を持ち寄って、水質検査を行いました。その結果、家庭から出ている使用後の水はどれもかなり汚れており、川の上流の水はとてもきれいでした。そして、汚れをきれいにするためには大量の水が必要であることを知りました。

自分たちが環境を守っていくために、「水をできるだけ汚さない」「油汚れはふき取ってから洗う」ことが大切だと学びました。

（2）国分寺南部小学校

4年生の総合的な学習の時間に、「本津川守り隊」として、川の水質について詳しく調べ、川が汚れる原因を探りました。

地域の方から話を聞き、昔の本津川はとてもきれいだったことや昔に比べて人が増えたこと、人々の生活の仕方が川の汚れに関係があることが分かりました。実際に川を見学する中で、川の中にゴミが沈んでいる、排水溝から出ている水が泡立っていることが分かりました。

そこで、川の水と様々な生活排水のパックテストを行い、どれくらい汚れているのか調べました。川の水は水道水に比べて汚れているという結果とともに、生活排水はさらに汚れていることに気付きました。

これから、家庭での実践を交流することで、排水の汚れを減らす方法を探っていきます。

これらの事例は、平成30年度に実施した「こども環境学習交流会」の中から、抜粋したものです。

なお、令和元年度に総合的な学習の時間に環境学習を取り扱っている学校数は以下のとおりです。

小学校：47校中41校

中学校：23校中12校

2-3-2 親子下水道教室の開催

下水道について、小学生や保護者の理解を深めてもらうことを目的に、工事現場や下水処理施設の見学会を行っています。

この見学会では、工事現場や施設の見学、実験等を通し、下水処理の方法を学び、水がきれいになるまでを体験します。

なお、団体の施設見学については、随時受け付けており、多くの団体が環境教育の一環として訪れています。



2-3-3 げすいどうフェスタの開催

下水道について、広く市民に周知し、その普及促進を図るため、「下水道の日」である9月10日を中心に、下水道の役割等についてのパネル展及び市民参加型の企画展を行い、下水道について、深く理解してもらうためのPR活動として、げすいどうフェスタを実施しています。

げすいどうフェスタでは、下水道や浄化槽に関するパネルやデザインマンホールの展示を行い、またDVD視聴、簡易トイレの着座体験、缶バッジ作成体験などを通じ、多くの市民が下水道についての理解を深めています。



2-3-4 浄化槽設置者講習会の開催

高松市では、公益社団法人香川県浄化槽協会と共同で、浄化槽管理者を対象とする浄化槽設置者講習会を、毎年複数回開催しています。

この講習会では、浄化槽設置届を提出した浄化槽管理者を対象に、浄化槽法に定められる浄化槽の適正管理（保守点検、清掃、法定検査）の重要性や浄化槽の使用方法などについて、スライドを使って説明します。

また、個人の相談に応じたり、浄化槽設置者講習会に対するアンケート調査を実施するなど、講習会がより良い内容になるよう取り組んでいます。

このように、浄化槽の知識に関する普及・啓発を図ることで、生活排水や環境に対する意識の高揚に努めています。



2-3-5 水環境出前講座の開催

小学生に、水環境について学び、体験する機会を作り、環境教育の一助とするため、高松市と公益社団法人香川県浄化槽協会との共催で水環境出前講座を実施しています。

この講座では、オリジナルテキストを使った座学に加え、体験学習として、パックテスト（COD）による水質測定、透視度計による透視度の測定及び顕微鏡を使った微生物観察などの実験・観察を行うことで、楽しく理解してもらうことを目的としています。



2-3-6 その他の活動

(1) 廃食油を活用した環境学習事業

環境学習事業において、消費者団体の協力を得て、廃食油で石けんやキャンドル作りのリサイクル講座を開催するなど環境保全に対する市民の理解と協力が得られるよう努めています。

環境学習の状況

単位：人

年度	H27	H28	H29	H30	R元	計
参加者数	77	157	143	82	38	497

資料：環境保全推進課資料

(2) 廃食油収集事業

水質汚染の防止を図るため、家庭用廃食油の収集を高松市消費者団体連絡協議会及び19地区コミュニティ協議会に委託し、家庭で生じた廃食油のリサイクルと環境汚染防止に努めています。

廃食油収集状況

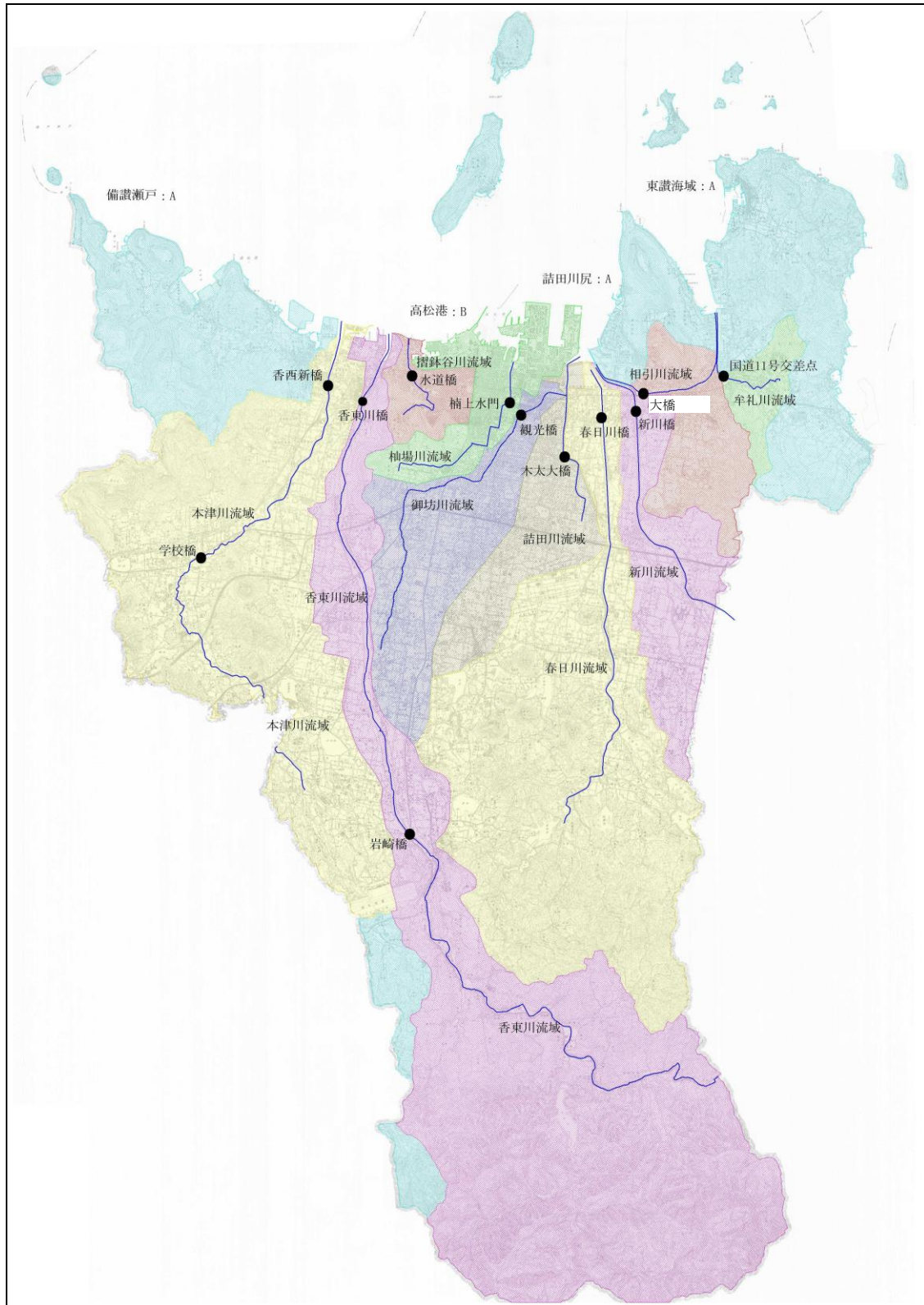
単位：kg

年度	H15～H27	H28	H29	H30	R元	計
収集量	86,106	6,732	6,336	6,687	6,804	112,665

資料：くらし安全安心課消費生活センター資料

2-4 汚濁負荷量

汚濁負荷量（平成25年度）は、「香川県全県域生活排水処理構想」で算定した結果を、水質環境基準の類型指定がされている市内10河川の水域と直接海域に流入するその他水域に区分して整理しました。



<流域・水域区分図>

汚濁負荷量（平成25年度）

水 域 名	汚濁負荷量 (kg/日)	流達率	流達汚濁負荷量 (kg/日)	備考
牟礼川	29.3	0.60	19.0	
相引川	84.6	0.58	53.7	
新 川	169.8	0.19	55.6	
春日川	135.9	0.10	64.3	
詰田川	406.5	0.82	334.8	
御坊川	570.1	0.67	388.6	
杣場川	78.6	0.90	71.0	
摺鉢谷川	17.3	0.88	15.4	
香東川（上流）	4.4	0.10	3.1	
香東川（下流）	131.4	0.37	54.3	
本津川（上流）	66.7	0.19	28.1	
本津川（下流）	117.8	0.12	50.3	
海 域	3,551.2	-	-	
計	5,363.6		1,138.2	

※汚濁負荷量は、生活系、産業系、その他系の汚濁負荷量の合計である。

※その他系のうち、土地系負荷量は流達率を考慮しない。

資料：香川県環境管理課資料

§ 4 生活排水処理施設の整備

1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

1-1 施設整備の基本方針

1-1-1 公共下水道による整備（下水道事業計画区域内）

① 公共下水道の整備推進

下水道整備計画に基づき東部処理区、牟礼処理区、庵治処理区及び西部処理区の整備を推進します。

② 水洗便所改造資金の貸付制度の推進

公共下水道に接続するための便所等の改造に対し、改造資金の貸付制度を設けており、今後も制度の活用をPRします。

③ 公共下水道への接続促進

下水道整備区域内の水洗化率を高めるため、公共下水道への接続を促進します。

1-1-2 合併処理浄化槽の設置促進（下水道事業計画区域外）

① 浄化槽設置整備事業の推進（合併処理浄化槽）

高松市では、単独処理浄化槽及びくみ取便所から合併処理浄化槽への転換に対し、補助金を交付する制度を設けており、単独処理浄化槽からの転換に際し、既存の浄化槽の撤去に要する費用及び配管に要する費用の一部を上乗せすることにより、更なる転換を促進します。

② 水洗便所改造資金の貸付制度の推進

くみ取便所から水洗トイレの改造又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改造に対し、改造資金の貸付制度を設けており、今後も制度の活用を推進します。

③ 積極的なPR活動

家庭用の小型合併処理浄化槽は、汚濁の削減効果や時間的・場所的選択の自由度が高いため、公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない地域を対象に、設置促進について、市広報紙、ホームページ、パンフレット等によってPRします。

1-2 生活排水処理施設の選定

本計画で推進する生活排水処理施設を含む、施設の概要は、次のとおりです。

生活排水処理施設の概要

処理施設の種類 あるいは事業名	対象地域	対象人口	所管省庁
公共下水道(狭義)	主として市街地	特になし	
特定環境保全 公共下水道	市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその他の地域)以外の地域	1,000人~10,000人 水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	国土交通省
農業集落排水施設	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む)内の農業集落	原則として概ね1,000人以下。 1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	農林水産省
漁業集落排水施設	漁業依存度高く今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる漁業集落、漁港及び漁場環境の保全のため水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する漁業集落(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む)	100(50)人~5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	水産庁
林業集落排水施設	①過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、②山村振興法に規定する振興山村、③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域、④離島振興法に基づき指定された離島振興対策事業実施地域、⑤奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島の、のいずれかに該当し、かつ、(ア)林野率が0.8未満の市町村又は旧市町村に属する集落であって林野率0.5以上の集落、(イ)林野率が0.8以上の市町村又は旧市町村に属する集落、のいずれかに該当する地域	原則として概ね1,000人以下 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	林野庁
簡易排水施設	今後とも農林漁業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であって、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない振興山村地域(山村振興法により指定)等	原則として受益戸数3戸以上20戸未満	農林水産省
小規模集合排水 処理施設整備事業	特に制限なし	原則として住宅戸数10戸以上20戸未満	総務省
浄化槽市町村 整備推進事業	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づき定められる都道府県計画における実施区域、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域、水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、山村振興法に規定する振興山村、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき指定された農業振興地域内の農業集落排水施設の処理区域周辺地域、自然公園法に規定する自然公園地域、水質汚濁防止法に規定する第5次水質総量規制指定地域、集合処理に比べ浄化槽による汚水処理が経済的に効率的である地域(単年度当たり20戸以上の住宅を整備)	住宅戸数20戸以上 (一部地域要件に該当する地域では10戸以上)	環境省
個別排水処理施設 整備事業	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域(単年度当たり20戸未満の住宅を整備) ②①以外の事業であって、浄化槽市町村整備推進事業の対象となる地域(単年度当たり10戸以上20戸未満の住宅を整備)	原則として住宅戸数20戸未満	総務省
浄化槽 設置整備事業	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域であって雑排水対策を推進する必要がある区域	特に制限なし	環境省
コミュニティ ・ プラン	特に制限なし	101人~30,000人	

生活排水処理施設選定についての基本的な考え方は次のとおりとします。

① 下水道

下水道事業計画区域内は下水道の整備を実施するとともに、未接続世帯への普及促進による接続率の向上及び処理区域内への居住誘導を図ります。公共下水道の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応等を検討します。

② 合併処理浄化槽

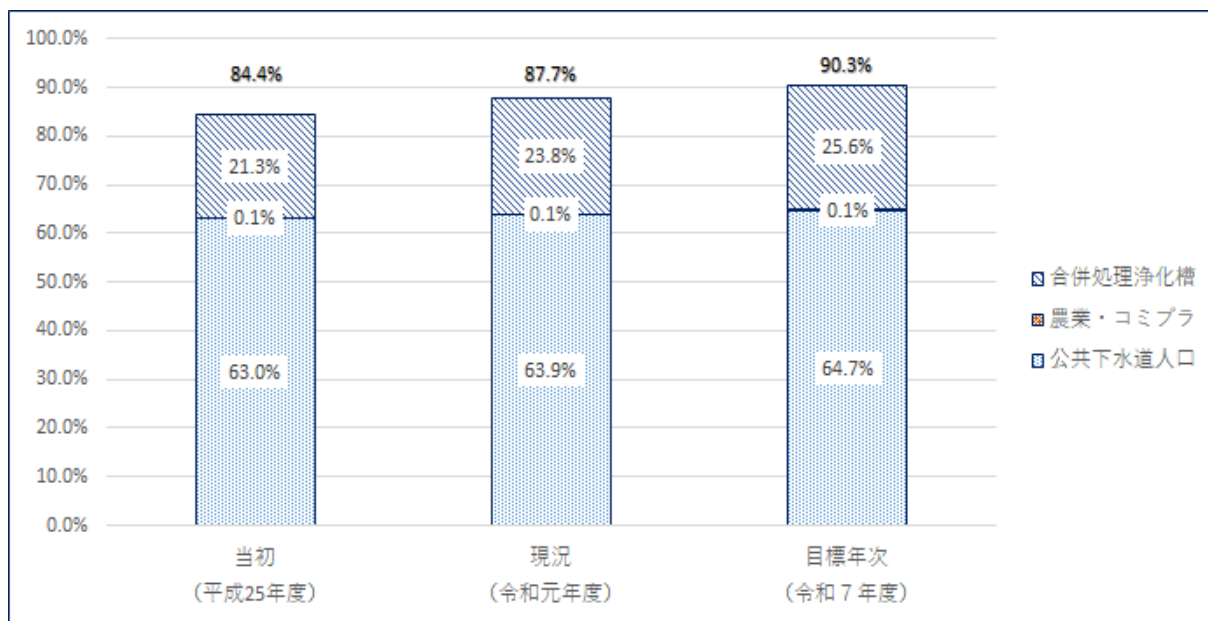
下水道事業計画区域外は合併処理浄化槽の設置促進や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

③ その他

農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントについては、既存施設を有効利用します。

2 生活排水処理施設の整備目標

生活排水処理施設の目標年次（令和7年度）における整備目標は、進行管理指標である汚水処理人口普及率を90.0%から90.3%に上方修正します。



※本資料のグラフ中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

図 生活排水処理施設整備計画の目標

3 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設の整備計画は、次のとおりです。

生活排水処理施設整備の推移

区 分		当初 平成25年度	現況 令和元年度	目標年次 令和7年度	
処理人口	公共下水道	整備面積 (ha)	5,402.6	5,493.8	5,586.9
		整備区域内人口 (人)	269,295	271,695	272,003
		処理人口 (人)	243,121	249,293	254,064
	コミンブレ農集排	整備面積 (ha)	18.8	18.8	18.8
		整備区域内人口 (人)	267	224	224
		処理人口 (人)	267	224	224
	合併処理浄化槽人口 (人)		90,784	101,009	107,707
生活排水処理施設整備人口 (人) 計 A		360,346	372,928	379,934	
未処理人口	単独処理浄化槽人口 (人)		51,317	42,129	33,429
	計画収集人口 (人)		15,532	9,936	7,368
	自家処理人口 (人)		0	0	0
	生活雑排水未処理人口 (人)		66,849	52,065	40,797
行政人口 (人) B		427,195	424,993	420,731	
汚水処理人口普及率(%) A/B		84.4	87.7	90.3	

※平成25年度の単独処理浄化槽人口及び計画収集人口について、衛生センターの集計する計画収集人口が平成28年度集計から集計方法を見直したことにより、遡って修正している。

※「香川県全県域生活排水処理構想」については、令和2年度に県内の自治体から情報収集を実施し、令和3年度において中間見直しを実施予定とされている。

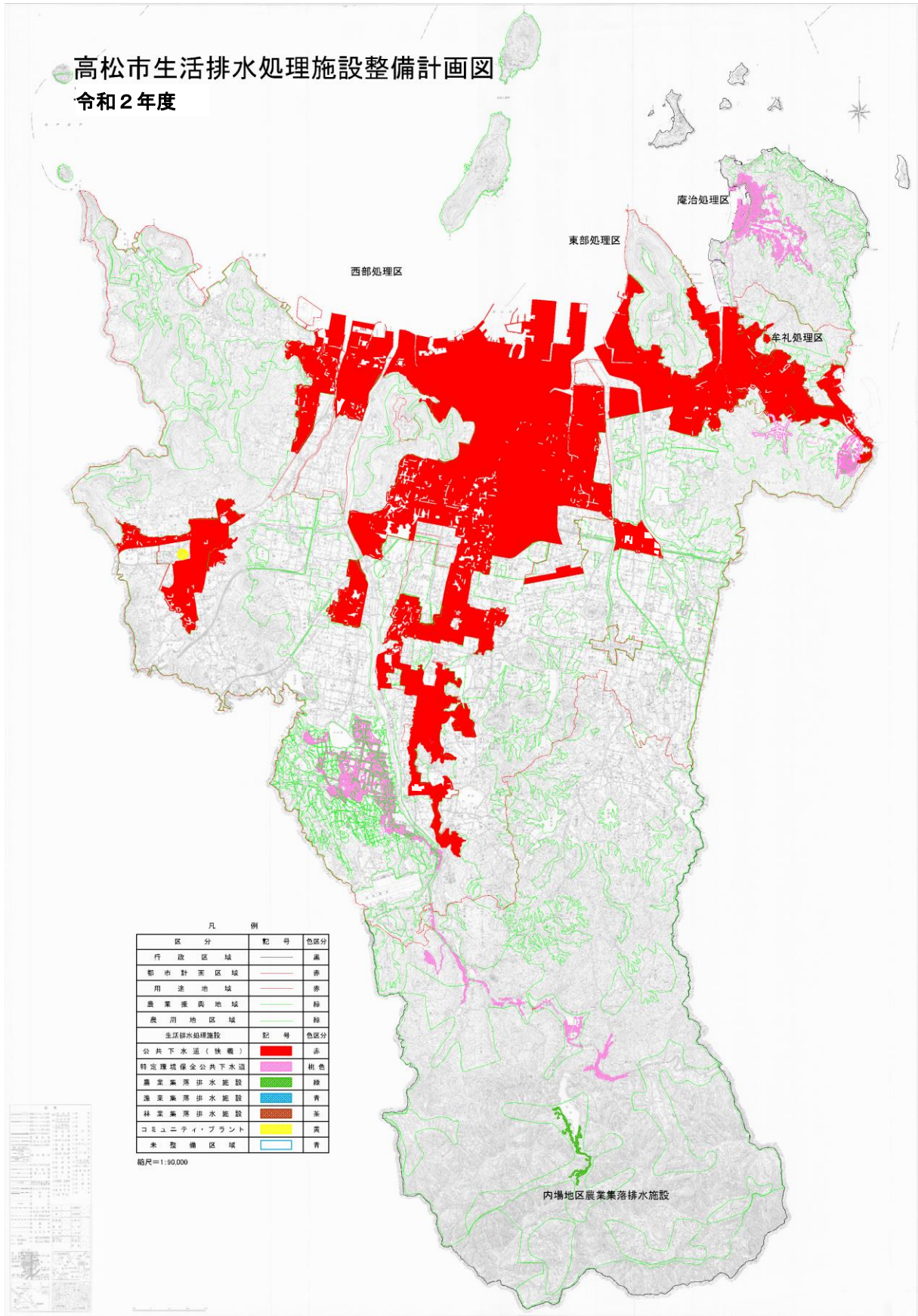
公共下水道については、令和2年3月に策定した「高松市下水道事業基本計画」において、計画期間における財政状況などを十分勘案し、都市計画マスタープランや多核連携型コンパクト・エコシティの考え方等との整合を図る観点から、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わないこととしております。今後は、財政状況がより厳しくなることが見込まれる中で、引き続き、都市計画マスタープラン等の考え方等との整合を図っていく必要があることから、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区においては、引き続き、計画的に公共下水道の整備を実施するとともに、接続率の向上及び処理区域内への居住誘導を図ることとします。

なお、下水道事業計画区域内であっても、地形、整備予定道路及び排水処理状況などによ

り、下水道管の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応などにより、より効率的な生活排水対策を推進していきます。

下水道事業計画区域外については、基本的に、合併処理浄化槽により生活排水処理を行うこととしていますが、公共用水域の水質汚濁の原因となっている単独処理浄化槽が依然として多く使用されており、その対策が喫緊の課題となっています。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水対策を推進していきます。

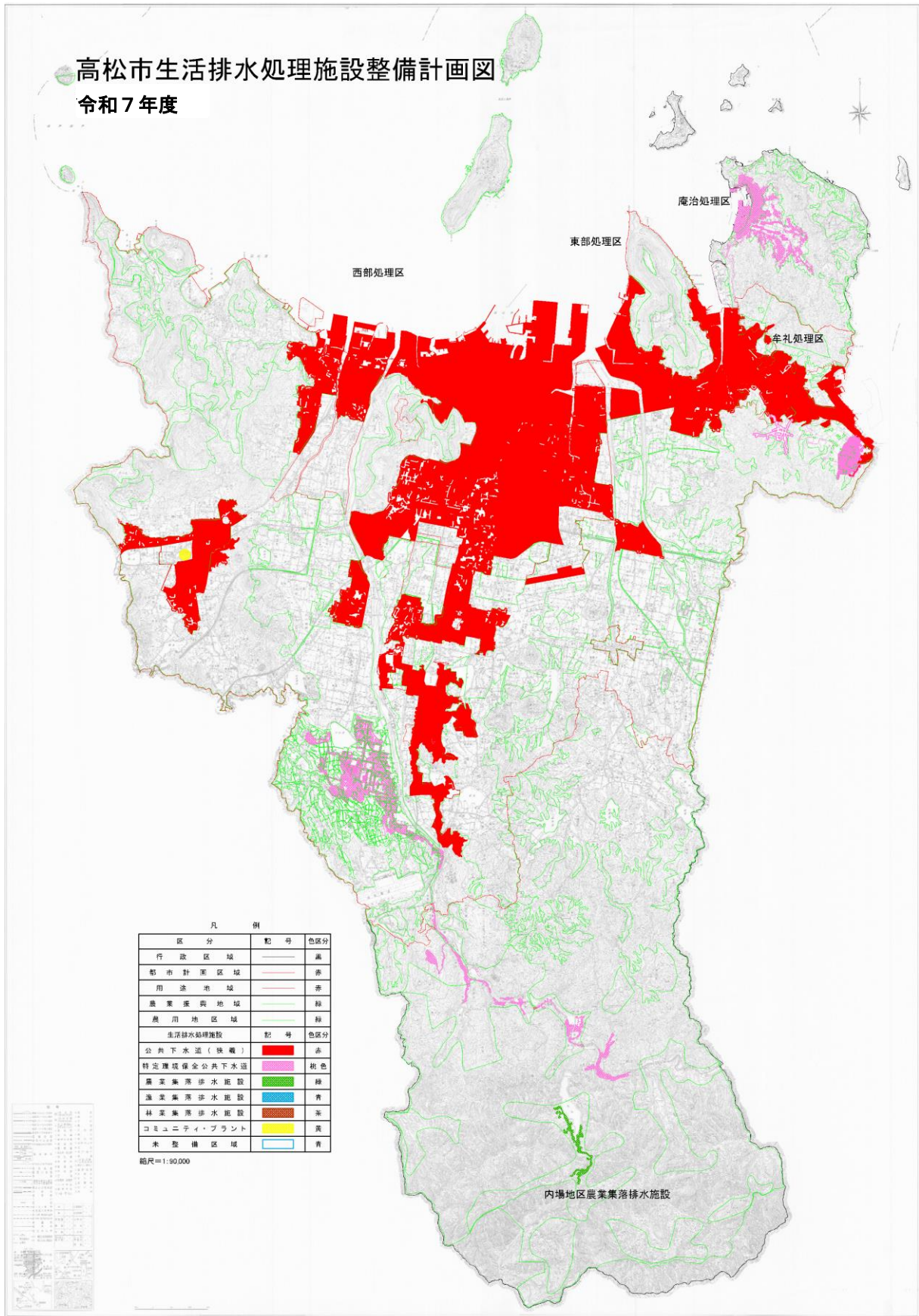
なお、今回の中間見直し版作成に伴い、改訂された人口ビジョンを参考に行政人口を精査し、さらに、令和元年度末における達成状況を勘案して、目標年次の計画値を見直しました。



＜図 高松市生活排水処理施設整備計画図（中間年次令和2年度）＞

高松市生活排水処理施設整備計画図

令和7年度



<図 高松市生活排水処理施設整備計画図（目標年次令和7年度）>

4 生活排水対策による改善効果

4-1 汚濁負荷量削減にみる改善効果

「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、生活排水処理施設の施策を講じた場合の生活系削減汚濁負荷量を、水質環境基準の類型指定がされている市内10河川の水域ごとに算定すると、次のようになります。

生活排水処理施設整備における改善効果を流達削減汚濁負荷量の改善率でみると、市全域（海域は除く）で中間年次（令和2年度）で9.3%、目標年次（令和7年度）で14.3%となり、生活排水対策を講じる効果は高いといえます。

生活系削減汚濁負荷量（当初計画値）

水 域 名	H25 流達汚濁負 荷量 (A) (kg/日)	生活系削減汚濁負荷量 (kg/日)		改善率 (B/A×100) (%)	
		削減汚濁負荷量	流達削減汚濁負荷量 (B)		
牟 礼 川	19.0	R2	0.9	0.5	2.6
		R7	1.4	0.8	4.2
相 引 川	53.7	R2	2.6	1.5	2.8
		R7	5.1	2.9	5.4
新 川	55.6	R2	21.6	4.0	7.2
		R7	41.8	7.3	13.1
春 日 川	64.3	R2	9.6	1.0	1.6
		R7	14.6	1.5	2.3
詰 田 川	334.8	R2	55.7	45.3	13.5
		R7	85.7	69.2	20.7
御 坊 川	388.6	R2	63.2	42.0	10.8
		R7	96.2	62.9	16.2
杣 場 川	71.0	R2	1.7	1.5	2.1
		R7	3.4	3.0	4.2
摺鉢谷川	15.4	R2	0.4	0.4	2.6
		R7	0.7	0.6	3.9
香東川（上流）	3.1	R2	0.5	0.1	3.2
		R7	0.5	0.1	3.2
香東川（下流）	54.3	R2	17.2	6.3	11.6
		R7	26.9	9.6	17.7
本津川（上流）	28.1	R2	10.7	1.9	6.8
		R7	15.9	2.7	9.6
本津川（下流）	50.3	R2	12.0	1.3	2.6
		R7	18.4	2.0	4.0
計	1,138.2	R2	196.1	105.8	9.3
		R7	310.6	162.6	14.3

※現況汚濁負荷量は、生活系、産業系、その他系の汚濁負荷量の合計である。

※その他系のうち、土地系負荷量は流達率を考慮しない。

※「香川県全県域生活排水処理構想」の中間年次において、この章に関する数値の見直しは予定されていない。

資料：香川県環境管理課資料

4-2 将来水質にみる改善効果

河川別の将来水質は、「香川県全域生活排水処理構想」で算定した結果を、水質環境基準の類型指定がされている市内10河川の水域を対象に整理を行いました。

河川別に将来水質の改善効果を見ると、数値的（BOD75%値）には改善傾向を示していますが、新川、春日川、本津川の3河川4地点では、現況（令和元年度）と同様、中間年次（令和2年度）及び目標年次（令和7年度）においても、環境基準値を上回ることが予想されます。

環境基準達成見込み（BOD75%値）

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/ℓ)	達成 期間	達成見込み（75%値）												
					H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2 中間年次	R7 目標年次
牟礼川	国道11号線 交差点	B	3.0	□	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
					2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.7	2.8	2.6	3.7	3.1	2.9	2.5	2.5
相引川	大橋	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					7.8	6.2	5.5	5.8	5.2	4.7	4.8	5.3	7.1	8.0	6.6	5.1	4.9
新川	新川橋	B	3.0	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					8.3	5.0	8.0	6.7	6.1	6.8	5.2	5.6	7.9	8.0	9.1	5.5	4.9
春日川	春日川橋	B	3.0	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
					4.0	4.5	3.3	3.9	4.0	3.5	4.1	4.5	5.4	2.8	4.2	3.7	3.6
詰田川	木太大橋	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					4.3	4.7	3.5	3.7	5.2	3.3	2.6	3.4	4.3	3.9	3.8	4.6	4.3
御坊川	観光橋	E	10.0	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					6.8	6.9	5.7	5.2	4.7	2.7	3.4	3.8	3.6	4.1	3.2	4.3	4.1
仙場川	楠上水門	D	8.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					6.5	3.8	3.4	5.3	4.5	4.1	2.0	4.4	3.4	3.3	3.5	4.3	4.3
摺鉢谷川	水道橋	C	5.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					3.0	2.6	1.7	3.0	1.6	1.6	1.6	1.9	2.1	1.8	1.7	1.5	1.5
香東川	香東川橋	B	3.0	イ	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					2.5	3.1	1.4	2.1	1.6	1.7	2.0	2.3	1.9	1.9	2.1	1.4	1.3
	岩崎橋	A	2.0	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					1.3	1.0	0.9	1.2	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.3	1.5	1.0	1.0
本津川	香西新橋	B	3.0	イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					6.3	6.3	4.2	4.9	5.2	4.3	4.3	5.3	4.9	4.5	5.4	4.7	4.3
	学校橋	A	2.0	イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					4.1	5.5	4.9	3.8	3.1	3.1	3.6	3.5	4.0	4.1	3.4	2.7	2.4

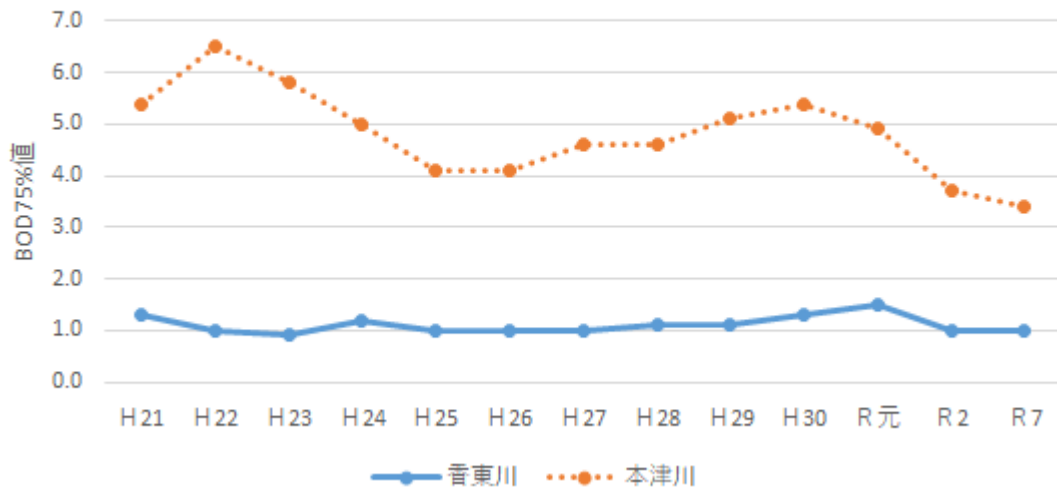
※各類型における環境基準値については、巻末資料を参照のこと。

※達成期間の分類は次のとおり。

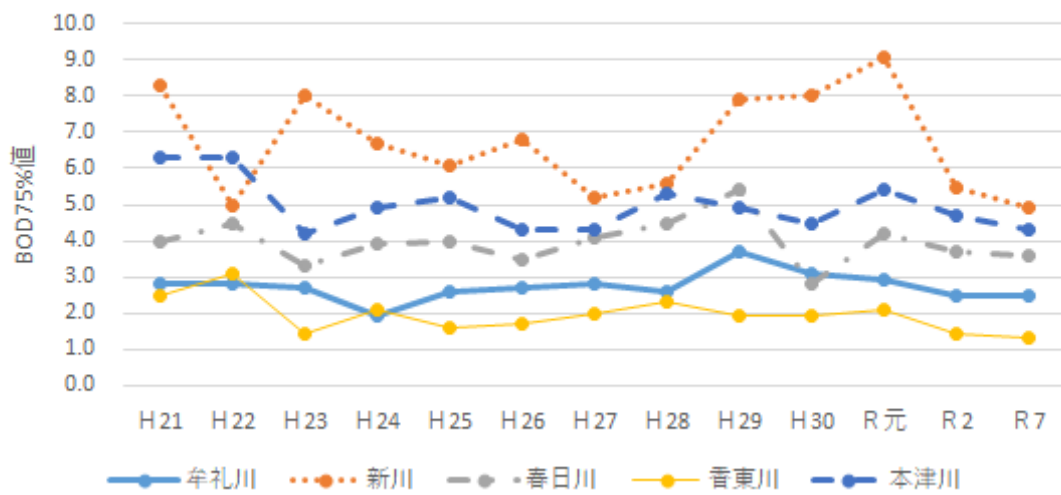
イ：直ちに達成 □：5年以内で可及的速やかに達成 八：5年を超える期間で可及的速やかに達成

※摺鉢谷川の類型については、D 8.0 → C 5.0 へと変更になっています。詳細についてはP18参照。

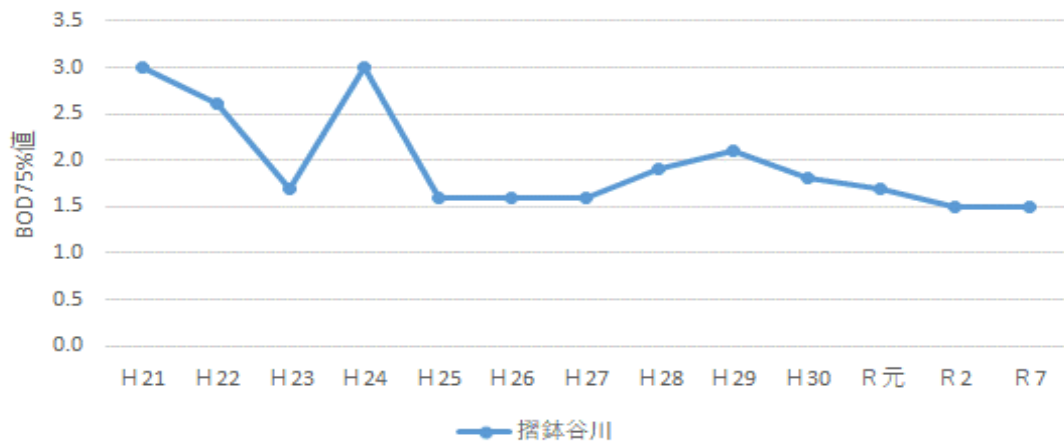
類型別指定河川水質の推移（A類型 2 mg/ℓ）



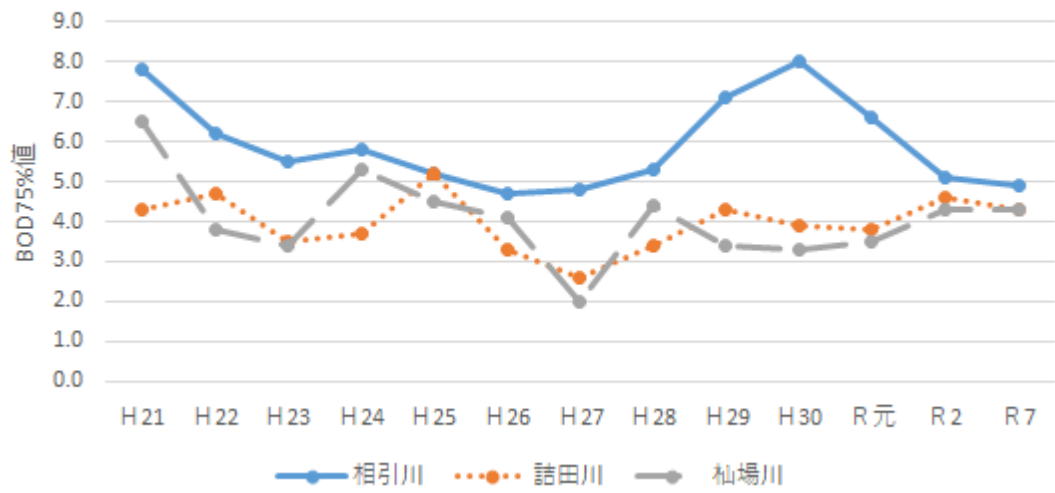
類型別指定河川水質の推移（B類型 3 mg/ℓ）



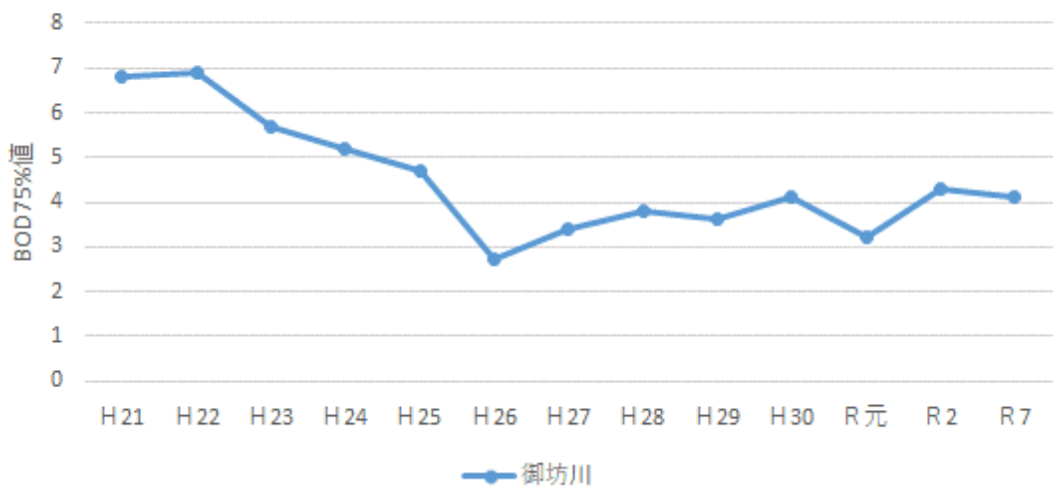
類型別指定河川水質の推移（C類型 5 mg/ℓ）



類型別指定河川水質の推移（D類型 8mg/ℓ）



類型別指定河川水質の推移（E類型 10mg/ℓ）



§ 5 生活排水対策に係る啓発活動

1 啓発活動に関する基本方針

1-1 啓発活動の意義

生活排水対策は一人ひとりが取り組んではじめて効果を発揮することから、その取組を促す啓発活動は重要です。例えば、合併処理浄化槽を設置しても、適正に管理されなければ、放流水質に悪影響を及ぼしますが、家庭で心がけることにより、生活排水処理施設への負担は少なくなります。

一方、生活排水処理施設が未整備の家庭では、排水処理施設の普及や環境に配慮した生活習慣の確立が水質改善に大きな影響を与えると考えられます。

このように市民が日常生活の中で水質浄化に対する意識を持ち、継続的に実践していくことが、生活排水対策の大きな推進力となります。

1-2 啓発活動の基本方針

1-2-1 基本的考え方

生活排水対策における啓発活動の基本的考え方は、次のとおりとします。

- 市民と行政の協力体制を創出します。
- わかりやすく、取り組みやすい啓発活動を継続的に推進します。
- 地域ぐるみでの取組みを支援します。
- 啓発活動の円滑化を図るため、環境づくり・人づくりを推進します。

1-2-2 啓発活動の実施

啓発活動における具体的な実施方針は、次のとおりとします。

- ① 家庭での対策
 - 台所での対策
 - 洗たく、入浴時の対策
 - 生活排水処理施設の整備等
- ② 生活排水対策に対する意識の高揚
 - 普及啓発の実施
- ③ 生活排水対策を推進する環境づくり・人づくり
 - 環境学習を進める
 - 水に親しむ生活を目指す

2 各施策の進め方

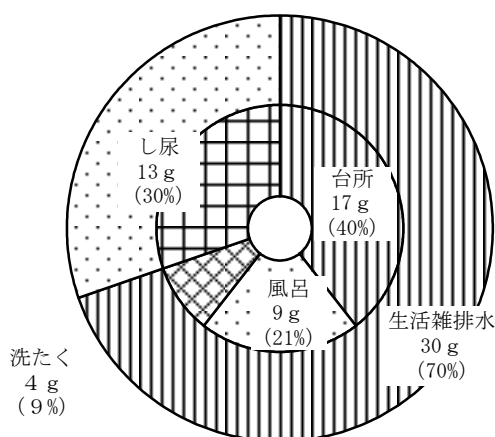
2-1 家庭での対策

2-1-1 台所での対策

台所から発生する汚濁負荷量（BOD）は生活排水の約40%を占めています。これは台所で使用される調味料や油脂類等のBOD濃度の高いものが含まれているためであり、このなかには、河川などの環境基準値の数千倍～数万倍に及ぶものもあります。これらを河川に排出しないことが、水質の保全につながります。

一般家庭の生活排水から発生する1人1日当たりの汚濁負荷量、用途別割合並びに食品等BOD負荷量は、次のとおりです。

生活排水中の汚濁負荷割合
(1人1日当たりのBOD 43g/日)



食品等BOD負荷量

これを流すと?	水がこれだけ汚れる【BOD(g)】	魚が寝る水質 (BODが5mg/ℓ以下)にうすめるには バスタブ(300ℓ)何杯分?
天ぷら油 使用済み (20ml)	30 g	20杯
マヨネーズ 大さじ1杯 (15ml)	20 g	13杯
牛乳 コップ1杯 (200ml)	16 g	11杯
ビール コップ1杯 (180ml)	15 g	10杯
みそ汁 (じゃがいも) お椀1杯 (180ml)	7 g	4.7杯
米のとぎ汁 (1回目) (500ml)	6 g	4杯
煮物汁 (肉じゃが) 鉢 (100ml)	5 g	3.3杯
中濃ソース 大さじ1杯 (15ml)	2 g	1.3杯
シャンプー 1回分 (4.5ml)	1 g	0.67杯
台所用洗剤 1回分 (4.5ml)	1 g	0.67杯

出典根拠：生活雑排水対策推進指導指針（環境省）

① 調理くず、残飯などの排出抑制

- (a) 食べ残しのないように調理する。
- (b) 固形物はできるだけ回収し、生ゴミとして処分する。
- (c) 調理用具や食器類は汚れをふき取ってから洗う。
- (d) ディスポーザの設置規制

② 廃食油の適正処理

- (a) 廃食油を流しに捨てない。(例えば、古新聞やぼろ布にしみ込ませたり、市販の油固化剤を用いて固めてゴミとして処分する。)

③ 石けん、洗剤の適正使用

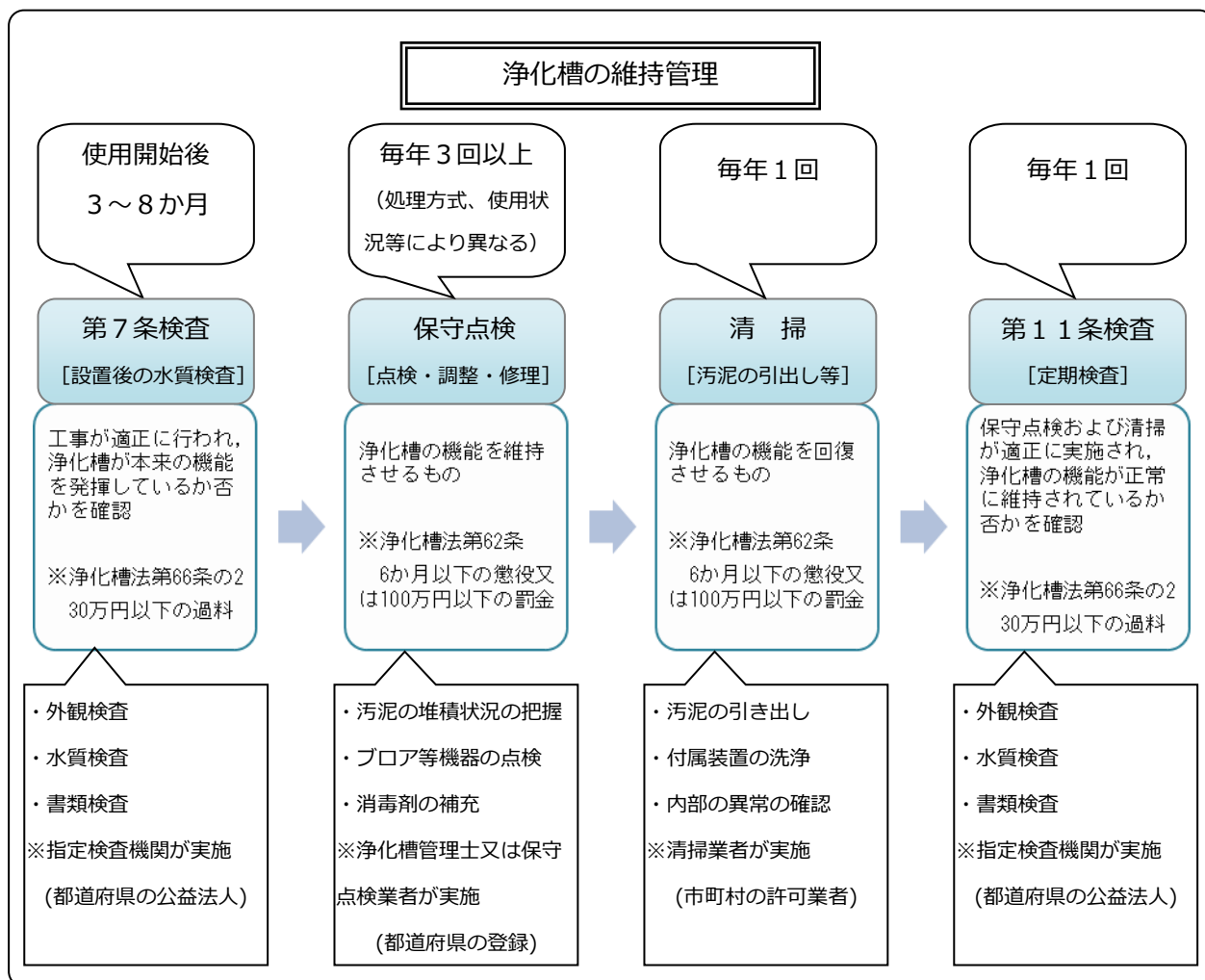
2-1-2 洗濯・入浴時の対策

洗濯や入浴は、日常生活に欠かせないものですが、ちょっとした心がけで水の汚れが軽減され、また、限りある水資源の保全にもつながります。

- ① 洗剤は計量して使用し、使いすぎないようにする。
- ② 汚れの程度によっては、部分洗いや水洗いを行う。
- ③ 風呂の残り湯は洗たくなどに利用する。

2-1-3 生活排水処理施設の整備等

- ① 下水道への接続
- ② 合併処理浄化槽の設置
- ③ 既設単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽への転換
- ④ 浄化槽の適正な維持管理



2-2 生活排水対策に対する意識の高揚

2-2-1 普及啓発の実施

市広報紙やホームページに生活排水対策関連記事を掲載することにより、正しい知識や情報を提供し、家庭での生活排水対策を推進します。

2-3 生活排水対策を推進する環境づくり・人づくり

2-3-1 環境学習を進める

① 環境教育（学校教育）

教育委員会は、市内の小・中学校において生活排水対策を含む環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げ、指導を行います。

② 親子下水道教室の開催

下水道について、小学生や保護者の理解を深めてもらうことを目的に、工事現場や下水処理場の見学会を行います。

③ げすいどうフェスタの開催

下水道の役割等についてのパネル展及び市民参加型の企画展を通し、下水道について、深く理解してもらうためのPR活動として、げすいどうフェスタを開催します。

④ 浄化槽設置者講習会の開催

浄化槽法に定められる浄化槽の適正な維持管理を行うため、公益社団法人香川県浄化槽協会と共同で、浄化槽管理者を対象に浄化槽設置者講習会を開催します。

⑤ 水環境出前講座の開催

小学生に、水環境について学び、体験する機会を作り、環境教育の一助とするため、関係機関との共催で水環境出前講座を実施します。オリジナルテキストを使った座学に加え、実験・観察を行うことで、楽しく理解してもらうことを目的としています。

⑥ 廃食油を活用した環境学習

廃食油の活用による、環境保全に対する市民の理解と協力が得られるように、消費者団体を講師として廃食油で石けんやキャンドル作りのリサイクル講座を開催します。

2-3-2 水に親しむ生活を目指す

① 水辺の清掃活動

リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業、「さぬき瀬戸クリーンリレー」を通じて、水辺の清掃活動への参加を呼びかけるなど、活動の拡充に努めます。

② 水生生物観察会の開催

生息している水生生物の観察を通し、水質汚濁の現況の理解を促進するため、市民・児童等を対象とした水生生物観察会を環境学習の自然観察体験事業として実施します。

§ 6 生活排水対策推進計画の進め方

1 関係部局の連携

本計画を総合的、計画的に推進するため、引き続き庁内に「生活排水対策推進会議」を設置し、関係部局の連絡調整と数値目標の進捗状況の進行管理を図っていきます。

2 関係町・関係行政機関との連携

高松市は、新川・香東川水系にあつては、河川流域の下流域に位置しており、上流域の要因によっては、生活排水対策推進計画の見通しが左右されることも考えられます。そのため、流域全体の生活排水対策を推進する体制づくりが必要です。

また、広域的に関連する事項は上位行政機関が調整を図るものとします。

3 関係する他の計画との調整

本計画の推進において、高松市総合計画及び関連する上位計画に大幅な見直しが生じた場合は、「生活排水対策推進会議」で協議をするものとします。

環境基準

○河 川（湖沼を除く）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

備考1：基準値は、日平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2：農業用利水点については、pH 6.0以上7.5以下、DO 5mg/ℓ以上とする。

類型	全亜鉛	ノフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

○海 域

類型	基準値				
	pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	7.8以上8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	7.8以上8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	7.0以上8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

備考：生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

類型	全窒素	全燐	類型	全窒素	全燐
I	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	Ⅲ	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅱ	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	Ⅳ	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

類型	全亜鉛	ノフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
生物特A	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下

＜資料＞ 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

○ BODとは

BOD (Biochemical Oxygen Demand)とは、水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標であり、水質が悪い（有機物が多い）ほどBODは高くなる。

○ CODとは

COD (Chemical Oxygen Demand)とは、過マンガン酸カリウムや重クロム酸カリウムなどの酸化剤で酸化される有機物などの物質が、水中にどのくらい含まれるかを、消費される酸化剤の量を酸素の量に換算して示した値であり、水質が悪い（有機物が多い）ほどCODは高くなる。

高松市生活排水対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高松市生活排水対策推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、高松市生活排水対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生活排水対策の推進に関する事項
- (2) その他生活排水対策に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、審議事項について説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、都市整備局下水道部下水道業務課において行う。

(報告)

第7条 推進会議において調査し、検討した重要な事項については、市長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、高松市配水管布設工事助成要綱等を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）による廃止前の高松市生活排水対策推進会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名	部 局 名	職 名
会 長	都市整備局	下水道部長
委 員	市民政策局	くらし安全安心課長
	環境局	環境総務課長
		環境保全推進課長
		環境指導課長
	創造都市推進局	農林水産課長
		土地改良課長
	都市整備局	都市計画課長
		河港課長
		下水道経営課長
		下水道業務課長
		下水道整備課長
		下水道施設課長
	教育局	学校教育課長